

那覇市公報

号外第 7 1 4 号その 7
毎月 2 回 1, 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市美容師法施行条例(保健所準備室)	2354
○那覇市感染症診査協議会条例(保健所準備室)	2358
○那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（子育て応援課）	2360
○那覇市屋外広告物条例(都市計画課)	2373
○那覇市開発行為の許可等に関する条例(建築指導課)	2396
○那覇市手数料条例(行政経営課)	2409
○那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例(こどもみらい課) ...	2452
○那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例(教育委員会・総務課)	2453
○那覇市職員定数条例の一部を改正する条例(消防本部・総務課)	2455
○那覇市税条例の一部を改正する条例(税制課)	2456
○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	2459
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	2462

◇規 則◇

○那覇市屋外広告物条例施行規則(都市計画課)	2465
------------------------------	------

条 例

那覇市条例第66号
平成24年12月28日

那覇市美容師法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市美容師法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し、美容師法施行令(昭和32年政令第277号。以下「政令」という。)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第1のとおりとする。

（美容所について講ずべき措置）

第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表第2のとおりとする。

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、別表第3のとおりとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

- (1) 身体は、常に清潔に保ち、清潔な作業衣を着用すること。
- (2) 顔面作業を行う場合は、清潔なマスクを用いること。
- (3) 手指は、客一人ごとの作業の前に石けんで洗浄し、必要に応じて消毒すること。
- (4) 客用の被布は、清潔なものを使用すること。
- (5) タオル等の布片類は、客一人ごとに清潔なものと取り替えること。
- (6) 消毒済の器具は、未消毒のものと区別し、かつ、清潔な容器に納めること。
- (7) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
- (8) 美容所以外の場所で業務を行う場合は、前各号に掲げる措置のほか、消毒液及び消毒用器具並びに清潔なタオル等の布片類を相当数携帯すること。

別表第2(第3条関係)

- (1) 美容所には、美容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
- (2) 美容所は、住居等と区分すること。
- (3) 作業場の床面積は、美容いす2脚まで9.9平方メートル以上とし、美容いす1脚増すごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (4) 腰板の高さは、床面から60センチメートル以上とすること。
- (5) 天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。
- (6) 美容所(便所その他客の利用する場所を含む。)は、月1回以上ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (7) 常時備え付ける布片類及び美容器具等の種類及び数は、次の表のとおりとすること。

布片類及び美容器具等	備付数
1 タオル	美容いす1脚ごと 20枚以上
2 カッティングクロス	美容いす1脚ごと 2枚以上
3 シャンプークロス	美容いす1脚ごと 1枚以上
4 化粧衣	美容いす1脚ごと 1枚以上

5	セットコーム	美容いす1脚ごと	2個以上
6	テールコーム	美容いす1脚ごと	2個以上
7	荒ぐし	美容いす1脚ごと	2個以上
8	かみそり	美容いす1脚ごと	2個以上
9	はさみ	美容いす1脚ごと	2個以上
10	ローションブラシ(又はヘアーダイブ ラシ)	美容いす1脚ごと	2個以上
11	ヘアーブラシ	美容いす1脚ごと	2個以上
12	刷毛	美容いす1脚ごと	2個以上
13	ローションカップ(又はヘアーダイカ ップ)	美容いす1脚ごと	1個以上
14	スポイト	美容いす1脚ごと	1個以上
15	ドライヤー	1美容所ごと	1台以上
16	セット台	1美容所ごと	1台以上
17	液量計	1美容所ごと	1個以上

別表第3(第4条関係)

- (1) 刑事収容施設及びこれに類する施設に収容されている者に対して美容を行う場合
- (2) 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (3) 美容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて美容を行う場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の事情があると市長が認めた場合

那覇市条例第67号

平成24年12月28日

那覇市感染症診査協議会条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市感染症診査協議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 前条の協議会の名称は、那覇市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）とする。

（組織）

第3条 協議会は、委員6人以内で組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、法第26条において準用する、法第20条第1項の規定による勧告（結核患者に対するものに限る。）又は同条第4項の規定による入院の期間の延長（結核患者に係るものに限る。）についての協議会の意見を述べるに当たっては、会議が成立しない場合又は緊急を要するため会議を招集するいとまがな

い場合において、市長が別に定める要件に該当するときに限り、会長の意見をもって協議会の意見とすることができる。この場合において、協議会は、次の会議において当該会長の意見について審議しなければならない。

- 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、那覇市保健所において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第68号

平成24年12月28日

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第20条)

第2章 助産施設(第21条—第24条)

第3章 母子生活支援施設(第25条—第33条)

第4章 保育所(第34条—第40条)

第5章 雑則(第41条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第11条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 母子生活支援施設においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるように適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（児童福祉施設内部の規程）

第17条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

（児童福祉施設に備える帳簿）

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

- 3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

第2章 助産施設

（種類）

第21条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

- 2 第1種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）の病院又は診療所である助産

施設をいう。

- 3 第2種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第22条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第2種助産施設の職員）

第23条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第2種助産施設と異常分べん）

第24条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第26条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- （1） 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - （2） 保育士の資格を有する者
 - （3） 社会福祉士の資格を有する者
 - （4） 精神保健福祉士の資格を有する者
 - （5） 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- （生活支援）

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第31条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、

常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第32条 第25条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第36条第2項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

（関係機関との連携）

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

（設備の基準）

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- （2）乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3）ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- （5）満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- （6）保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （7）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- （8）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の階の欄に掲げる階に応じ、同表の区分の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備の欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施さ

れていること。

（保育所の設備の基準の特例）

第35条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（職員）

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

（保育時間）

第37条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

（保護者との連絡）

第39条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（利用料）

第40条 法第56条第3項の規定による徴収金以外に、保育所が徴収金に係る児童について提供するサービス（当該徴収金を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第5章 雑則

（委任）

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例で規定するもののほか、児童福祉施設（この条例の施行の際現に存する児童福祉施設を含む。）に適用する最低基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の例による。

那覇市条例第69号

平成24年12月28日

那覇市屋外広告物条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第8条)
- 第2章 広告物の制限等(第9条―第20条)
- 第3章 管理、監督等(第21条―第35条)
- 第4章 屋外広告業(第36条―第52条)
- 第5章 雑則(第53条―第56条)
- 第6章 罰則(第57条―第62条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 法第2条第1項の屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 広告物を掲出する物件をいう。
- (3) 広告物等 広告物又は掲出物件をいう。
- (4) 屋外広告業 法第2条第2項の屋外広告業をいう。
- (5) 広告主 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を広告するため、広告物の表示若しくは掲出物件の設置(以下「広告物等の表示等」という。)を自ら行い、又は屋外広告業を営むその他の者に委託し、若しくは依頼して行う者をいう。
- (6) 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告

物等をいう。

(7) 案内広告物等 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等をいう。

(8) はり札等 法第7条第4項のはり札等をいう。

(9) 広告旗 法第7条第4項の広告旗をいう。

(10) 立看板等 法第7条第4項の立看板等をいう。

(広告物等の在り方)

第3条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者、広告主及び屋外広告業を営む者に対する適正な広告物等の表示等に関する啓発活動、那覇市景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定める市の景観計画をいう。以下同じ。)に即した広告物等に関する施策その他第1条の目的を達成するために必要な施策を行うものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(広告主及び屋外広告業を営む者の責務)

第6条 広告主及び屋外広告業を営む者は、前条に定めるところによるほか、広告物等の表示等を行うに当たっては、この条例の規定及び那覇市景観計画を遵守し、並びに良好な景観又は風致を維持し、及び公衆に対する危害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(適用上の注意)

第7条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(違反に対する勧告及び公表)

第8条 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主、管理者又は施工者に対し、第6

条に規定する措置を講じるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、勧告の内容並びに勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第2章 広告物の制限等

（禁止地域等）

第9条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等の表示等を行ってはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域、景観地区又は風致地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
- (3) 沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された有形文化財（建造物に限る。）又は民俗資料（建造物に限る。）の敷地及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第32条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
- (4) 那覇市文化財保護条例（昭和48年那覇市条例第24号）第5条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第31条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
- (5) 道路又は軌道で、市長が指定する区間
- (6) 道路又は軌道に接続する地域で、市長が指定する区域
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園の区域
- (8) 河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (9) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病

院の敷地

(11) 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域

(禁止物件)

第10条 次に掲げる物件には、広告物等の表示等を行ってはならない。

- (1) 橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造及び分離帯
 - (2) 石垣及び擁壁の類
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 信号機、道路標識及び歩道さく、こま止めの類並びに里程標の類
 - (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの
 - (6) 消火栓及び火災報知機
 - (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (12) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めて指定する物件
- (許可)

第11条 前2条及び第16条の規定により広告物等の表示等を行うことが禁止される場合を除き、広告物等の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(景観保全型広告整備地区)

第12条 市長は、良好な景観を保全するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区について、広告物等の表示等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物等の表示等に関する基本構想
- (2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関

する事項

- 4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 景観保全型広告整備地区において、広告物等の表示等を行おうとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。
- 6 市長が景観保全型広告整備地区として指定した区域において、規則で定める広告物等の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、前項の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（広告物協定地区）

第13条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他市長が指定する土地を除く。）の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め当該区域の景観を形成するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結した場合において、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1） 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
 - （2） 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - （3） 広告物協定の有効期間
 - （4） 広告物協定に違反した場合の措置
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係

る土地所有者等に対し、技術的助言、支援等を行うよう努めなければならない。

- 5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定（以下「認定広告物協定」という。）に加わっていない者で当該広告物協定地区において広告物等の表示等を行おうとするものは、当該広告物協定の内容に配慮するよう努めるものとする。
- 7 市長は、認定広告物協定に係る広告物協定地区において広告物等の表示等を行い、又は行おうとする者に対し、当該広告物協定地区の景観を形成するために必要な指導又は助言をすることができる。
- 8 広告物協定に係る土地所有者等が、認定広告物協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。（適用除外等）

第14条 次に掲げる広告物等については、第9条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

2 次に掲げる広告物等については、第9条及び第11条の規定は、適用しない。

- (1) 自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

- (3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

- (5) 軌道車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

- (6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市の区域を除く沖縄県の区域に存するものに表示される広告物であって、沖縄県屋外広告物条例(昭和50年沖縄県条例第28号。以下「沖縄県条例」という。)の規定に従って表示されるもの

- (7) 人、動物、車両(軌道車両及び自動車を除く。)又は船舶に表示される広告物
 - (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
 - (9) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示され、かつ、周囲の景観に調和し、宣伝の用に供さないもの
- 3 次に掲げる広告物等については、第10条の規定は、適用しない。
- (1) 第10条第8号又は第9号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第10条に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - (3) 前2号に掲げる掲出物件
- 4 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第11条の規定は、適用しない。
- 5 自家用広告物等で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条の規定は、適用しない。
- 6 軌道車両に表示される広告物で、第2項第5号に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示する場合に限り、第9条の規定は、適用しない。
- 7 案内広告物等については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条の規定は、適用しない。
- 8 公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第9条から第11条までの規定は、適用しない。
- 9 第2項第4号の広告物等の表示等を行うとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)

も、同様とする。

- 10 国又は地方公共団体は、第1項第2号に規定する広告物等について、広告物等の表示等を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）も、同様とする。

（経過措置）

第15条 第9条から第11条までの規定により新たに広告物等の表示等を禁止され、又は当該表示等につき許可を要することとされた地域若しくは場所又は物件に、現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物等がある場合には、当該広告物等の表示等が禁止されるものとされ、又は許可を要するものとされた日から起算して3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第9条から第11条までの規定は、適用しない。その期間内に当該広告物等について、この条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

- 2 第12条又は第13条の規定による認定があつた際、当該指定又は認定により新たに景観保全型広告整備地区又は広告物協定地区となった区域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該指定又は認定の日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、なお従前の例による。ただし、その期間内に当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、この限りでない。

（禁止広告物）

第16条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剝離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (6) 規則で定める塗料等を使用するもの

（許可の基準）

第17条 この条例の規定による広告物等の表示等の許可の基準は、規則で定める。

- 2 市長は、広告物等の表示等が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

第18条 この条例の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

- 2 前項の許可の期間は、広告物等の種類に応じ、3年を超えない範囲内で、規則で定める。

（継続の許可）

第19条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間満了後、更に継続して広告物等の表示等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（変更等の許可）

第20条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

第3章 管理、監督等

（許可等の表示）

第21条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定める許可証を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

- 2 前項の許可証又は許可の押印は、許可の期間を明示したものでなければならない。

- 3 第12条第6項又は第14条第9項若しくは第10項の規定による届出をした者は、当該届出に係る広告物等に、規則で定める届出済標識を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める届出済印の押印を受けたものについては、この限りでない。

（管理義務）

第22条 広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修

その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。
（除却義務等）

第23条 広告物等の表示等を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に広告物等を除却しなければならない。

- (1) この条例の規定による許可の期間が満了したとき。
- (2) 第15条に規定する期間が経過したとき。
- (3) 次条の規定により許可が取り消されたとき。
- (4) 広告物等の表示等が必要でなくなったとき。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第24条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第18条第1項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第20条の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

（違反に対する措置）

第25条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等の広告主、管理者又は施工者に対し、当該広告物の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその職員若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第26条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) 保管した広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

第27条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号の広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（第31条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を那覇市公報に登載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

（広告物等の価額の評価の方法）

第28条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第29条 市長は、法第8条第3項の規定による保管した広告物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第30条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手續)

第31条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査等)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第33条 広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第34条 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士、法第10条第2項第3号イの試験に合格した者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

第35条 広告物等の表示等を行う者は、前条第1項の管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第4章 屋外広告業

（屋外広告業の登録）

第36条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後も当該処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第37条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 商号、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ

らに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、役員の氏名及び主たる事務所の所在地)

(5) 第45条の業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第39条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第38条 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を規則で定める屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第39条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第37条の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第49条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第36条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第49条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(3) 第49条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

ることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第45条の業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第40条 屋外広告業者は、第37条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第37条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第41条 市長は、屋外広告業者登録簿を、規則で定める閲覧場所において一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第42条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第43条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第49条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

（講習会）

第44条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

- 2 市長は、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の設置）

第45条 屋外広告業者は、第37条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
 - (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
 - (3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の本市以外の中核市の行う講習会の課程を修了した者
 - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者であって、広告美術仕上に係るもの
 - (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。
 - (1) この条例その他広告物等の表示等に関する法令の規定の遵守に関すること。
 - (2) 広告物等の表示等に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示等に係る安全の確保に関すること。
 - (3) 第47条の帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、広告物等の表示等に関する業務の適正な実施の

確保に関すること。

（標識の掲示）

第46条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第37条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名（法人にあっては、名称）その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第47条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第37条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第48条 市長は、本市の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（登録の取消し等）

第49条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- （1） 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- （2） 第39条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- （3） 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- （4） この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第39条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（沖縄県知事の登録を受けた者に関する特例）

第50条 第36条から第41条まで、第43条及び第49条の規定は、沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第36条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

- 3 第1項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったときも同様とする。
- 4 屋外広告業者が沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けたときは、その者に係る第36条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
- 5 市長は、第1項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 6 第39条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。
- 7 市長は、第3項の規定による届出(廃止の届出を除く。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を特例屋外広告業者届出簿に記載し、規則で定める閲覧場所において一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 市長は、特例屋外広告業者届出簿に記載されている者について、第42条第1項の規定による届出があったとき又は沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、その者に係る記載を抹消しなければならない。

(監督処分簿の備付け等)

第51条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧場所において一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 市長は、第49条第1項又は前条第5項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分を行った年月日、当該処分の内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告及び検査)

第52条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第5章 雑則

(審議会への諮問)

第53条 市長は、次に掲げる場合においては、那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号)第5条第1項の那覇市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第9条、第10条及び第12条の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。
- (2) 第13条第1項、第3項又は第8項の認定をしようとするとき。
- (3) 第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号並びに第17条第1項に規定する基準並びに第12条第2項に規定する基本方針を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (4) 第17条第2項の規定による許可をしようとするとき。

(手数料)

第54条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、許可の申請の際、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るこの条例の規定による許可を受けようとするときは、この限りでない。

- 2 第36条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、登録の申請の際、申請1件につき1万円の登録手数料を納付しなければならない。
- 3 第44条第1項の講習会の講習を受けようとする者は、受講の申込みの際、講習手数料2,000円を納付しなければならない。
- 4 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(告示)

第55条 市長は、第9条第1項第5号、第6号、第8号、第9号及び第11号、第10条第1項第5号及び第12号、第12条第1項並びに第13条第1項の規定による指定をし、又はこれらを変更したとき並びに第13条の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(刑罰)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項の規定による市長の命令に違反した者
- (2) 第36条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (3) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (4) 第49条第1項又は第50条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条又は第10条の規定に違反して広告物等の表示等を行った者
- (2) 第11条又は第19条の規定に違反して許可を受けないで広告物等の表示等を行った者
- (3) 第20条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (4) 第23条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (5) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第45条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第52条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第60条 第21条第1項の規定に違反して許可証を貼付しなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第57条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第23条第2項の規定による届出を怠った者

- (2) 第35条の規定による届出を怠った者
- (3) 第42条第1項又は第50条第3項の規定による届出を怠った者
- (4) 第46条の規定による標識を掲げない者
- (5) 第47条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（既存の広告物等の特例）
- 2 この条例の施行の際、現に沖縄県条例の規定により許可を受け、又は適法に表示されている広告物等で、この条例の規定に違反し、又はこの条例に基づく規則で定める基準に適合しなくなるものについては、平成28年3月31日までの限度とし、当該広告物等の表示等を行うことができる。
- 3 前項の規定により表示又は設置を行うことができる広告物等で、沖縄県条例の規定により許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間が満了する場合において、市長が第19条第1項の継続の許可をしたときに限り、前項の規定を適用する。この場合においては、第9条、第10条及び第17条第1項の規定は適用しないものとする。
（県条例の規定によりなされた行為の特例）
- 4 この条例の施行日前に、沖縄県条例の規定により沖縄県知事が行った許可、処分その他の行為又は沖縄県知事に対して行われた申請その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 施行日の前日において、現に沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けている者は、第50条第3項の規定にかかわらず、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、同項の規定による届出をしないで、引き続き、本市の区域内で屋外広告業を営むことができる。
（禁止地域等の指定等の手続の特例）
- 6 第53条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、那覇市都市景観条例第5条第1項の那覇市都市景観審議会の意見を聴かないで、第9条及び第10条の規定によ

る指定をし、並びに第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号並びに第17条第1項に規定する基準を定めることができる。

別表(第54条関係)

許可申請手数料

種類	区分	単位	金額
はり紙		1 枚	5 円
広告幕		1 枚	540 円
広告旗		1 本	210 円
立看板		1 個	210 円
気球広告		1 個	1, 240 円
広告板(はり札及びアーチを含む。)、広告塔及びその他の広告物等	0.5 平方メートル未満	1 枚、1 個 又は 1 基	140 円
	0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満		240 円
	1.0 平方メートル以上 2.0 平方メートル未満		460 円
	2.0 平方メートル以上 5.0 平方メートル未満		830 円
	5.0 平方メートル以上 10.0 平方メートル未満		1, 560 円
	10.0 平方メートル以上 20.0 平方メートル未満		3, 000 円
	20.0 平方メートル以上 30.0 平方メートル未満		5, 290 円
	30.0 平方メートル以上 40.0 平方メートル未満		7, 580 円
	40.0 平方メートル以上 50.0 平方メートル未満		10, 820 円
	50.0 平方メートル以上		50.0 平方メー

			トルを 10,820 円とし、50.0 平 方メートルを 1.0 平方メー トル増すごとに 3 30 円を加算し た額
電柱、街灯柱、 架線柱及び支 電柱を利用す る広告		1 枚又は 1 基	240 円

備考 広告板(はり札及びアーチを含む。)、広告塔及びその他の広告物等で、
照明を伴うものについては、この表の金額の欄に定める額に10割を加算し
た額とする。

那覇市条例第70号
平成24年12月28日

那覇市開発行為の許可等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市開発行為の許可等に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 事前協議等(第3条・第4条)

第3章 開発許可の基準等(第5条・第6条)

第4章 那覇市開発審査会(第7条—第13条)

第5章 手数料(第14条—第17条)

第6章 雑則(第18条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第3章第1節及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第3章第1節の規定に基づく開発行為等の規制に関する事項並びに法第78条第8項の規定に基づく那覇市開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他開発許可等に関し必要な事項を定めることにより、良質な開発行為等を誘導し、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法(昭和25年法律第201号。)において使用する用語の例による。

第2章 事前協議等

(事前協議)

第3条 法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けようとする者及び法第34条の2の協議(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)をしようとする者は、法第32条の協議に先立ち、規則で定めるところにより、公共施設等(道路、公園、広場、集会所、上下水道、消防の用に供する貯水施設その他公共の用に供する施設をいう。)の設置及び整備その他土地利用に関することについて市長と協議しなければならない。

(地区計画等の活用等)

第4条 住宅地の分譲を主たる目的とした開発行為を行う者は、地区計画等の活用又は建築協定の締結に努めなければならない。

第3章 開発許可の基準等

（公園等の規模）

第5条 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為において設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計は、当該開発行為が次の各号のいずれにも該当する場合にあっては、法第33条第3項の規定により、政令第25条第6号本文の規定にかかわらず、当該開発区域の面積の5パーセント以上としなければならない。

- (1) 当該開発区域の境界から250メートル以内に、地方公共団体が設置する公園、緑地又は広場が存しないとき。
- (2) 予定建築物等の用途が、自己の居住の用に供する住宅以外の住宅のとき。

2 前項の規定は、政令第25条第7号の規定にかかわらず、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為において設置すべき公園、緑地又は広場（予定建築物等の用途が住宅である場合は、公園）の面積の合計について準用する。この場合において、予定建築物等の用途が住宅であるときは、前項中「公園、緑地又は広場」とあるのは「公園」と読み替えるものとする。

3 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為について法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、面積が150平方メートル以上の公園、緑地又は広場を1か所以上設置しなければならない。ただし、政令第25条第6号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第6条 法第33条第4項の規定により条例で定める建築物の敷地面積の最低限度は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、地区計画等又は建築協定により、当該各号に掲げる数値を超える数値が定められた区域内については、この限りでない。

- (1) 市街化区域内において行う開発行為で、自己の居住の用に供する住宅以外の住宅の建築を目的とする場合は、135平方メートルとする。
- (2) 市街化調整区域内において行う開発行為で、自己の居住の用に供する住宅以外の住宅の建築を目的とする場合は、150平方メートルとする。

第4章 那覇市開発審査会

（組織）

第7条 那覇市開発審査会(以下「審査会」という。)は、委員7人で組織する。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第9条 審査会に会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第10条 審査会の会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、会長を含む委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、採決の評議その他会長が公開を不適當と認めるときは、この限りでない。

（委員でない者の出席）

第11条 審査会において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事及び書記）

第12条 審査会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審査会の事務を処理する。

4 書記は、幹事の命を受けて審査会の事務に従事する。

（委任）

第13条 第7条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、

会長が審査会に諮って定める。

第5章 手数料

（手数料の額）

第14条 開発行為の許可を申請する者等は、別表に掲げる手数料の額を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の額は、別表の手数料の額の欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ別表に掲げる額とする。

（手数料の徴収）

第15条 手数料は、申請の際に徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（手数料の不還付）

第17条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第6章 雑則

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に既に都市計画法第32条の協議の申請を行った者については、第3条及び第3章の規定は、適用しない。

別表(第14条関係)

事務	手数料の 名称	区分		手数料の額
1 法第29条 第1項の規定に基づ く開発行為の許可 の申請又は法第34 条の2第1 項の規定に基づ く開発行為 の協議に 対する審 査	開発行為許可 申請等手数料	主として自 己の居住の 用に供する 住宅の建築 の用に供す る目的で行 う開発行為	開発区域の面 積が0.1ヘク タール未満の 場合	8,600円
			開発区域の面 積が0.1ヘク タール以上 0.3ヘクター ル未満の場合	22,000円
			開発区域の面 積が0.3ヘク タール以上 0.6ヘクター ル未満の場合	43,000円
			開発区域の面 積が0.6ヘク タール以上1 ヘクタール未 満の場合	86,000円
			開発区域の面 積が1ヘクタ ール以上3ヘ クタール未満 の場合	130,000円
			開発区域の面 積が3ヘクタ	170,000円

		ール以上6ヘクタール未満の場合	
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	220,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	300,000円
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	13,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	30,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	65,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1	120,000円

			ヘクタール未満の場合	
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	200,000円
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	270,000円
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	340,000円
			開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	480,000円
		その他の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円

			ル未満の場合	
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	200,000円
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
			開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
			開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
			開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
			開発区域の面積が10ヘクタール以上の場	870,000円

		合	
2 法第35条 の2第1項 の規定に 基づく開 発行為の 変更許可 の申請又 は同条第4 項におい て準用す る法第34 条の2の規 定に基づ く協議に 対する審 査	開発行為変更 許可申請等手 数料		次に掲げる額 を合算した 額。ただし、 その額が 870,000円を 超えるとき は、870,000円 とする。 (1) 開発行 為に関する 設計の変更 ((2)のみに 該当する場 合を除く。) について は、開発区 域の面積 ((2)に規定 する変更を 伴う場合に あつては変 更前の開発 区域の面 積、開発区 域の縮小を 伴う場合に あつては縮 小後の開発 区域の面

			積)に応じ1 の項に規定 する額に10 分の1を乗 じて得た額 (2) 新たな 土地の開発 区域への編 入に係る法 第30条第1 項第1号か ら第4号ま でに掲げる 事項の変更 について は、新たに 編入される 開発区域の 面積に応じ 1の項に規 定する額 (3) その他 の変更につ いては、 10,000円
3 法第41条 第2項ただ し書(法第 34条の2第 2項又は法	市街化調整区 域内等におけ る建築物の特 例許可申請手 数料		46,000円

第35条の2 第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査			
4 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請又は同条第2項の規定に基づく建築等の許可の協議に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請等手数料		26,000円
5 法第43条第1項の規定に基づく建築等	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における	敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	6,900円
		敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の	18,000円

の許可の申請又は同条第3項の規定に基づく建築等の許可の協議に対する審査	建築等許可申請等手数料	場合	
		敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	39,000円
		敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	69,000円
		敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	97,000円
6 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合	1,700円
		承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,700円
		承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するも	2,700円

		のの建築又は自己の業務の 用に供する特定工作物の建 設の用に供する目的で行う ものであって、開発区域の面 積が1ヘクタール以上のもの である場合	
		承認を受けようとする者が 行おうとする開発行為が、そ の他のものである場合	17,000円
7 法第47条 第5項の規 定に基づ く開発登 録簿の写 しの交付	開発登録簿の 写しの交付手 数料		用紙1枚につき 470円
8 法第29条 第1項の許 可を要し ないこと の証明書 の交付	開発許可不要 証明書交付手 数料		5,000円

那覇市条例第71号
平成24年12月28日

那覇市手数料条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定による特定の者のためにする事務の手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料に係る事務、名称及び額)

第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び手数料の額は、次に掲げる区分に応じて別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。

- (1) 民生及び税務に関するもの 別表第1
- (2) 保健衛生及び環境に関するもの 別表第2
- (3) 産業及び経済に関するもの 別表第3
- (4) 建設に関するもの 別表第4
- (5) その他のもの 別表第5

(手数料の算定)

第3条 同一事項を2通以上証明するときは、1通ごとに前条の規定を適用する。

(手数料の徴収時期)

第4条 手数料は、審査の申請の際、証明書等の交付の際又は住民基本台帳等を閲覧させた後にこれを徴収する。

(手数料の不還付)

第5条 既に納めた手数料は、請求事項を変更し、又は取り消しても、これを還付しない。

(手数料の減免)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。

- (1) 官公署から事務上の必要により請求があったとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者又は扶助を受けるため必要とする者から請求があったとき。
- (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2に規定する証明書の交付請求があったとき。

- (4) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づく証明の請求があったとき。
- (5) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬に係る別表第2第11項、第18項第1号又は第25項に掲げるものの請求があったとき。
- (6) 地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第8条第1項ただし書の規定に該当するとき。
- (7) ヒト免疫不全ウイルス抗体検査、B型肝炎ウイルス検査又はC型肝炎ウイルス検査を受けようとする者で、市長が特に必要と認めるものから請求があったとき。
- (8) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1 地方自治法(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第260条の2第1項の規定に基づく認可地縁団体の代表者等に係る印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料	1件につき300円
(2)	法第260条の2第12項の規定に基づく認可地縁団体に係る認可の告示事項に関する証明書の交付	認可地縁団体告示事項証明書交付手数料	1件につき300円

2 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本(抄本)又は戸籍の記録事項証明書交付手数料	1通につき450円
(2)	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき350円

	明書の交付		
(3)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄本(抄本) 又は除籍の記録 事項証明書交付 手数料	1通につき750円
(4)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明 書交付手数料	証明事項1件につき450円
(5)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書	届出(申請)の受 理又は届書その 他書類の記載事 項証明手数料	1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)

	その他市長の受理した書類 に記載した事項の証明書の 交付		
(6)	法第48条第2項（法第117条 において準用する場合を含 む。）の規定に基づく届書そ の他市長の受理した書類を 閲覧に供する事務	届書等閲覧手数 料	書類1件につき350円

3 地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。)に基づく
事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第20条の10の規定に基づ く徴収金の納付又は納入す べき額その他徴収金に関す る事項に関する証明書の交 付	納税証明書交付手数 料	1枚につき300円
(2)	法第382条の2の規定に基づ く固定資産課税台帳の閲覧 (縦覧期間中の閲覧を除 く。)	固定資産課税台帳の 閲覧手数料	1回につき300円
(3)	法第382条の3の規定に基づ く固定資産課税台帳に記載 されている事項の証明書の 交付	固定資産証明書交付 手数料	土地及び家屋 1枚 につき300円(自動交 付機による交付にあ っては、200円) 償却資産 1枚につ き300円

4 道路運送車両法に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	道路運送車両法第34条第2項(同	臨時運行許可申	1両につき750円

法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	請手数料	
--	------	--

- 5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第11条第1項又は第11条の2第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1件につき300円
(2)	法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写しの交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円(自動交付機による交付にあつては、200円)
(3)	法第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付	住民票の写しの特例交付手数料	1通につき300円
(4)	法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき300円
(5)	法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードの交付	住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき500円
(6)	住民基本台帳法施行令第30条の18第1項に規定する住民基本台帳カードの再交付	住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき500円

- 6 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第70条第1項の規定によ	指定居宅サービス事	1件につき20,000円

	る指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査	業者指定申請手数料	
(2)	法第70条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき9,000円
(3)	法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	1件につき20,000円
(4)	法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき9,000円
(5)	法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件につき20,000円
(6)	法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件につき9,000円
(7)	法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	1件につき41,000円
(8)	法第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	1件につき17,000円

(9)	法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設許可の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可申請手数料	1件につき63,000円
(10)	法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更（建物の構造又は構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設変更許可申請手数料	1件につき33,000円
(11)	法第94条の2第1項の規定による介護老人保健施設の開設許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	1件につき17,000円
(12)	法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき5,000円
(13)	法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき3,000円
(14)	法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者申請手数料	1件につき5,000円
(15)	法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき3,000円

	指定の更新の申請に対する 審査		
(16)	法第115条の22第1項の規定 による指定介護予防支援事 業者の指定の申請に対する 審査	指定介護予防支援事 業者指定申請手数料	1件につき20,000円
(17)	法第115条の31において準 用する法第70条の2第1項の 規定による指定介護予防支 援事業者の指定の更新の申 請に対する審査	指定介護予防支援事 業者指定更新申請手 数料	1件につき9,000円
(18)	健康保険法等の一部を改正 する法律（平成18年法律第 83号）附則第130条の2第1項 の規定によりなおその効力 を有するものとされた同法 第26条の規定による改正前 の介護保険法第107条の2第 1項の規定による指定介護 療養型医療施設の指定の更 新の申請に対する審査	指定介護療養型医療 施設指定更新申請手 数料	1件につき17,000円

7 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	租税特別措置法施行令第41条各号 又は第42条第1項に規定する個人 の新築又は取得をした家屋がこれ らの規定に規定する家屋に該当す るものであることについての証明 の申請に対する審査	住宅用家屋証明 申請手数料	1件につき1,300円

8 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	身分に関する証明書の交付	身分証明書の交付 手数料	1枚につき300円
(2)	印鑑登録証の交付(引替交付含む)	印鑑登録証の交付 手数料	1件につき300円
(3)	印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付 手数料	1枚につき300円(自動 交付機による交付にあ っては、200円)
(4)	なは市民カードの交付	なは市民カードの 交付手数料	1件につき300円
(5)	所得及びその課税に関する証明書の交付	所得及びその課税 に関する証明書交 付手数料	1枚につき300円(自動 交付機による交付にあ っては、200円)
(6)	固定資産に関する地籍図 等又は公簿公文書の写し の交付		1枚につき300円(航空 写真については、500 円)
(7)	固定資産に関する地籍図 等の閲覧		1回につき300円
(8)	介護保険料又は介護給付 に関する証明		1件につき300円
(9)	その他民生及び税務に関 する証明書の交付		1通につき300円

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

- 1 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。)及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第52条第1項及び政令第35条第1号の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	1件につき16,000円
(2)	法第52条第1項及び政令第35条第2号の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	1件につき9,600円
(3)	法第52条第1項及び政令第35条第3号の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(4)	法第52条第1項及び政令第35条第4号の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(5)	法第52条第1項及び政令第35条第5号の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(6)	法第52条第1項及び政令第35条第6号の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(7)	法第52条第1項及び政令第35条第7号の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき21,000円

(8)	法第52条第1項及び政令第35条第8号の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(9)	法第52条第1項及び政令第35条第9号の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき9,600円
(10)	法第52条第1項及び政令第35条第10号の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(11)	法第52条第1項及び政令第35条第11号の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき21,000円
(12)	法第52条第1項及び政令第35条第12号の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(13)	法第52条第1項及び政令第35条第13号の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(14)	法第52条第1項及び政令第35条第14号の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき9,600円
(15)	法第52条第1項及び政令第35条第15号の規定に基づく魚介	魚介類競り売り営業許可申請手	1件につき21,000円

	類競り売り営業の許可の申請 に対する審査	数料	
(16)	法第52条第1項及び政令第35 条第16号の規定に基づく魚肉 練り製品製造業の許可の申請 に対する審査	魚肉練り製品製 造業許可申請手 数料	1件につき16,000円
(17)	法第52条第1項及び政令第35 条第17号の規定に基づく食品 の冷凍又は冷蔵業の許可の申 請に対する審査	食品の冷凍又は 冷蔵業許可申請 手数料	1件につき21,000円
(18)	法第52条第1項及び政令第35 条第18号の規定に基づく食品 の放射線照射業の許可の申請 に対する審査	食品の放射線照 射業許可申請手 数料	1件につき21,000円
(19)	法第52条第1項及び政令第35 条第19号の規定に基づく清涼 飲料水製造業の許可の申請に 対する審査	清涼飲料水製造 業許可申請手数 料	1件につき21,000円
(20)	法第52条第1項及び政令第35 条第20号の規定に基づく乳酸 菌飲料製造業の許可の申請に 対する審査	乳酸菌飲料製造 業許可申請手数 料	1件につき14,000円
(21)	法第52条第1項及び政令第35 条第21号の規定に基づく氷雪 製造業の許可の申請に対する 審査	氷雪製造業許可 申請手数料	1件につき21,000円
(22)	法第52条第1項及び政令第35 条第22号の規定に基づく氷雪 販売業の許可の申請に対する	氷雪販売業許可 申請手数料	1件につき14,000円

	審査		
(23)	法第52条第1項及び政令第35条第23号の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(24)	法第52条第1項及び政令第35条第24号の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(25)	法第52条第1項及び政令第35条第25号の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(26)	法第52条第1項及び政令第35条第26号の規定に基づく ^{しょう} 醤油製造業の許可の申請に対する審査	^{しょう} 醤油製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(27)	法第52条第1項及び政令第35条第27号の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(28)	法第52条第1項及び政令第35条第28号の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき16,000円
(29)	法第52条第1項及び政令第35条第29号の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき14,000円

	審査		
(30)	法第52条第1項及び政令第35条第30号の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(31)	法第52条第1項及び政令第35条第31号の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	1件につき14,000円
(32)	法第52条第1項及び政令第35条第32号の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(33)	法第52条第1項及び政令第35条第33号の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	1件につき21,000円
(34)	法第52条第1項及び政令第35条第34号の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき21,000円

2 理容師法(昭和22年法律第234号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	理容師法第11条の2の規定に基づく理容所の検査	理容所の検査手数料	1件につき16,000円

3 温泉法(昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第15条第1項の規定に基	温泉利用許可申請手	1件につき35,000円

	づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	数料	
(2)	法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	温泉利用許可を受けた者の地位の承継の承認審査手数料	1件につき7,400円

4 興行場法(昭和23年法律第137号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	興行場法第2条第1項の規定に基づく興行場営業の許可の申請に対する審査	興行場営業許可申請手数料	ア 常設のもの 1件につき22,000円 イ 臨時又は仮設のもの 1件につき6,400円

5 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件につき22,000円
(2)	法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	1件につき7,400円

6 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	公衆浴場法第2条第1項の規定による公衆浴場業の許可	公衆浴場業許可申請手数料	1件につき22,000円

	の申請に対する審査		
--	-----------	--	--

- 7 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定による化製場の設置の許可の申請に対する審査	化製場設置許可申請手数料	1件につき21,500円
(2)	法第3条第1項の規定による死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設を含む。)の設置の許可の申請に対する審査	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	1件につき15,000円
(3)	法第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき)7,600円

- 8 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	診療所開設許可申請手数料	1件につき18,000円
(2)	法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査	助産所開設許可申請手数料	1件につき11,000円

	請に対する審査		
(3)	法第27条の規定に基づく診療所の構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	診療所構造設備使用許可申請手数料	1件につき 22,000 円。ただし、申請者自ら検査を行う場合にあっては1件につき11,000円
(4)	法第27条の規定に基づく助産所の構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	助産所構造設備使用許可申請手数料	1件につき 16,000 円。ただし、申請者自ら検査を行う場合にあっては1件につき8,000円

9 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	死体解剖保存法第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可手数料	1件につき3,400円

10 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)の規定に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	クリーニング業法第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	1件につき16,000円

11 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この項において「法」という。)及び狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき3,000円
(2)	法第5条第1項又は第13条の規定に基づく狂犬病の予防	狂犬病予防注射手数料	1頭につき2,450円

	防注射		
(3)	法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	1頭につき550円
(4)	法第6条第1項又は第18条第1項の規定に基づく抑留中の犬の飼養管理及び返還	抑留中の犬の飼養管理及び返還手数料	1頭につき4,000円に返還までの日数に330円を乗じて得た額を加算した額
(5)	政令第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1頭につき1,600円
(6)	政令第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1頭につき340円

12 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。)
及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料	1件につき15,000円
(2)	法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料	1件につき6,500円
(3)	政令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	1件につき2,400円
(4)	政令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	1件につき4,000円

	業の登録票の再交付		
--	-----------	--	--

13 と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第4条第1項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	1件につき22,000円
(2)	法第4条第1項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	1件につき10,000円
(3)	法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	生後12月以上の牛又は馬は1頭につき600円、豚又は生後1月以上12月未満の牛若しくは馬は1頭につき300円、生後1月未満の牛又は馬は1頭につき250円、めん羊又は山羊は1頭につき200円

14 美容師法(昭和32年法律第163号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	美容師法第12条の規定に基づく美容所の検査	美容所の検査手数料	1件につき16,000円

15 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の	衛生検査所登録申請手数料	1件につき80,000円

	申請に対する審査		
(2)	法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	1件につき8,200円
(3)	法第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	1件につき8,200円
(4)	法第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	1件につき61,000円

16 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	1件につき29,200円
(2)	法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設更新審査手数料	1件につき11,300円
(3)	法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	1件につき29,200円
(4)	法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	1件につき11,300円
(5)	法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業	1件につき29,200円

	販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	
(6)	法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料	1件につき11,300円
(7)	政令第80条の規定に基づく法第12条第1項に規定する医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬品製造販売業許可申請手数料	1件につき5,700円
(8)	政令第80条の規定に基づく法第12条第2項に規定する医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造販売業更新申請手数料	1件につき4,400円
(9)	政令第80条の規定に基づく法第13条第1項に規定する医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業審査手数料	1件につき11,200円
(10)	政令第80条の規定に基づく法第13条第3項に規定する医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造業更新審査手数料	1件につき5,800円
(11)	政令第80条の規定に基づく法第14条第1項に規定する	医薬品製造販売承認申請手数料	1件につき90円

	医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認の申請に対する審査		
(12)	政令第80条の規定に基づく 法第14条第9項に規定する 医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬品製造販売の承認事項の一部変更承認申請手数料	1件につき90円
(13)	政令第80条の規定に基づく 政令第5条第1項の規定による 医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可証の書換え交付	医薬品製造販売業許可証の書換え交付手数料	1件につき2,000円
(14)	政令第80条の規定に基づく 政令第6条第1項に規定する 医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売業の許可証の再交付	医薬品製造販売業許可証の再交付手数料	1件につき2,900円
(15)	政令第80条の規定に基づく 政令第12条第1項に規定する 医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可証の書換え交付	医薬品製造業許可証の書換え交付手数料	1件につき2,000円
(16)	政令第80条の規定に基づく 政令第13条第1項に規定する 医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造業の許可証の再交付	医薬品製造業許可証の再交付手数料	1件につき2,900円

(17)	政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	1件につき2,100円
(18)	政令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	1件につき2,900円

17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき6,000円
(2)	法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき6,000円
(3)	法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき6,000円

(4)	法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき6,000円
(5)	法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき130,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき110,000円
(6)	法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき120,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき100,000円
(7)	法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき33,000円
(8)	法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手	1件につき20,000円

	設置者の認定の更新の申請 に対する審査	数料	
(9)	法第9条の5第1項の規定に 基づく一般廃棄物処理施設 の譲受け又は借受けの許可 の申請に対する審査	一般廃棄物処理施 設譲受け等許可申 請手数料	1件につき70,000円
(10)	法第9条の6第1項の規定に 基づく一般廃棄物処理施設 の設置者である法人の合併 又は分割の認可の申請に対 する審査	一般廃棄物処理施 設設置者法人の合 併又は分割認可申 請手数料	1件につき70,000円
(11)	法第14条第1項の規定に基 づく産業廃棄物収集運搬業 の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運 搬業許可申請手数 料	1件につき81,000円
(12)	法第14条第2項の規定に基 づく産業廃棄物収集運搬業 の許可の更新の申請に対す る審査	産業廃棄物収集運 搬業許可更新申請 手数料	1件につき73,000円
(13)	法第14条第6項の規定に基 づく産業廃棄物処分業の許 可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業 許可申請手数料	1件につき100,000円
(14)	法第14条第7項の規定に基 づく産業廃棄物処分業の許 可の更新の申請に対する審 査	産業廃棄物処分業 許可更新申請手数 料	1件につき94,000円
(15)	法第14条の2第1項の規定に 基づく産業廃棄物収集運搬 業の事業の範囲の変更の許 可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運 搬業変更許可申請 手数料	1件につき71,000円

(16)	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業 変更許可申請手数料	1件につき92,000円
(17)	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可 申請手数料	1件につき81,000円
(18)	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可 更新申請手数料	1件につき74,000円
(19)	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 処分業許可申請 手数料	1件につき100,000円
(20)	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 処分業許可更新 申請手数料	1件につき95,000円
(21)	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 収集運搬業変更 許可申請手数料	1件につき72,000円
(22)	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物 処分業変更許可 申請手数料	1件につき95,000円

(23)	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき140,000円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき120,000円
(24)	法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき130,000円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては、1件につき110,000円
(25)	法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき33,000円
(26)	法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき20,000円
(27)	法第15条の4において準用	産業廃棄物処理施設	1件につき70,000円

	する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	設譲受け等許可申請手数料	
(28)	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置者法人の合併又は分割認可申請手数料	1件につき70,000円
(29)	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証再交付手数料	1件につき2,000円

- 18 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	犬又はねこの引取り手数料	ア 生後91日以上 の犬1頭又はねこ1匹 につき2,500円(体 重30キログラム以 上の犬にあつては、 1頭につき3,500円) イ 生後91日未満の 犬1頭又はねこ1匹 につき500円
(2)	法第35条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくはねこ又は法第36条第2項	引取り又は収容中の犬、ねこ等の飼養管理及び返還手数料	1頭につき4,000円に 返還までの日数に330 円を乗じて得た額を 加算した額

	の規定により収容した犬、 ねこ等の飼養管理及び返還		
--	------------------------------	--	--

- 19 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき6,000円
(2)	浄化槽清掃業の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1件につき2,000円

- 20 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	1件につき19,000円
(2)	法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	1件につき10,000円
(3)	法第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽につき3円
(4)	法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	1件につき5,500円
(5)	法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	1件につき2,300円

- 21 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。)に

基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	1件につき240,000円
(2)	法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	1件につき224,000円
(3)	法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	1件につき222,000円

22 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	1件につき3,000円
(2)	法第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	1件につき3,000円
(3)	法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	1件につき5,000円
(4)	法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	1件につき5,000円
(5)	法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に	解体業許可申請手数料	1件につき78,000円

	対する審査		
(6)	法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	1件につき70,000円
(7)	法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	1件につき84,000円
(8)	法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	1件につき77,000円
(9)	法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	1件につき75,000円

23 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付	愛がん用メジロ飼養登録票の交付手数料、更新手数料又は再交付手数料	1件につき3,400円

24 地域保健法施行令に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	地域保健法施行令第8条第1項第1号に規定する特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務	衛生試験検査等手数料	1 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算出した額の8割に相当する額とする。ただし、これによることが適当でないものについては、診療報酬の算定方法により算出した額の8割に相当する額

	の提供		を超えない範囲内において、市長が定める額とする。 2 前項によることができない場合は、市長が別に定める。
--	-----	--	---

25 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規定に基づき捕獲した犬の飼養管理及び返還	捕獲した犬の飼養管理及び返還手数料	1頭につき4,000円に返還までの日数に330円を乗じて得た額を加算した額

別表第3(第2条関係)

産業及び経済に関するもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	非農地証明及び現況証明	非農地証明交付手数料、 現況証明交付手数料	1件につき350円
(2)	農業従事者証明	農業従事者証明交付手数料	1件につき200円

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、0.3ヘクタ

	条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		ール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき190,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき260,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき390,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき660,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき870,000円
(2)	租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号。以下「平成10年改正措置法」という。）附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定又は平成10年改正措置法附則第20条第4項の	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき86,000円

	規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
(3)	法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築又は建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築等認定申請手数料	住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1件につき8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1件につき13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは1件につき43,000円、50,000平方メートルを超えるときは1件につき58,000円

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。

以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第17条第1項(法第18条第	特定建築物計画認定	1件につき、当該申

2項において準用する場合を含む。)の規定による認定申請に併せて法第17条第4項の規定に基づく申出がある場合における特定建築物の建築等の計画に係る建築基準関係規定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。)の適合性に関する審査	申請手数料	請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)
--	-------	--

- 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申

第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 52,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 119,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 188,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 375,000円 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 668,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 1,146,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以
---	---

			下の建築物 2,129,000円 (キ) 20,000平方メートルを 超え30,000平方メートル以 下の建築物 3,060,000円 (ク) 30,000平方メートルを 超える建築物 3,767,000円
(2)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 6,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸

			の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） （ア） 500平方メートル以下の建築物 11,000円 （イ） 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 18,000円 （ウ） 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 28,000円 （エ） 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 50,000円 （オ） 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 85,000円 （カ） 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 145,000円 （キ） 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 188,000円 （ク） 30,000平方メートルを超える建築物 213,000円
(3)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある

	更部分について 法第6条第1項各 号に掲げる基準 に適合している ことにつき、あら かじめ登録住宅 性能評価機関に よる審査を受け たものを除く。） の認定の申請に 対する審査		場合にあつては、当該申請に係る建 築物等ごとにそれぞれ那覇市建築 確認等手数料条例別表第1に掲げる 額（構造計算適合性判定を要する部 分が含まれる場合にあつては同条 例別表第2に掲げる額に100分の105 を乗じて得た額を加えた額）を、当 該申請に係る長期優良住宅建築等 計画の変更の認定について同時に 申請された住戸の合計数で除して 得た額（その額に100円未満の端数 があるときは、これを切り捨てた 額）を加算した額） ア 一戸建ての住宅 26,000円 イ 共同住宅等 当該長期優良 住宅建築等計画の変更に係る 部分の床面積の2分の1の面積 （床面積の増加する部分にあつ ては、当該増加する部分の床面 積）に対応する（1）の項手数料 の額の欄イ（ア）から（ク）まで に掲げる区分に応じ、それぞれ 当該区分に定める額を、当該建 築物に係る長期優良住宅建築 等計画の変更の認定について 同時に申請された住戸の合計 数で除して得た額（その額に 100円未満の端数があるときは これを切り捨てた額）
(4)	法第8条第1項の	登録住宅性能	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当

規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 3,000円 イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で
---	---	---

			除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
(5)	法第9条第1項の規定による法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき3,000円
(6)	法第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	1件につき3,000円

4 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	地形図又は都市計画書の一部の写しの交付		1枚につき300円
(2)	地形図又は都市計画道路規制図の青写真の交付		1枚につき350円

別表第5（第2条関係）

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	その他諸証明		1件につき300円

那覇市条例第72号

平成24年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
別表(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>那覇市松川保育所</td><td>[略]</td></tr><tr><td>那覇市樋川保育所</td><td>那覇市樋川1 丁目8番16号</td></tr><tr><td>那覇市宇栄原保育 所</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	[略]		那覇市松川保育所	[略]	那覇市樋川保育所	那覇市樋川1 丁目8番16号	那覇市宇栄原保育 所	[略]	[略]		別表(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>那覇市松川保育所</td><td>[略]</td></tr><tr><td>那覇市宇栄原保育 所</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	名称	位置	[略]		那覇市松川保育所	[略]	那覇市宇栄原保育 所	[略]	[略]	
名称	位置																						
[略]																							
那覇市松川保育所	[略]																						
那覇市樋川保育所	那覇市樋川1 丁目8番16号																						
那覇市宇栄原保育 所	[略]																						
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
那覇市松川保育所	[略]																						
那覇市宇栄原保育 所	[略]																						
[略]																							
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。																							

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第73号

平成24年12月28日

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例

那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中(仮称)那覇市立前島・久茂地統合幼稚園の項を加える部分及び別表第2の改正規定中(仮称)那覇市立前島・久茂地統合小学校の項を加える部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立若狭幼稚園	[略]
那覇市立前島幼稚園	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立久茂地幼稚園	那覇市久茂地3丁目26番27号
那覇市立神原幼稚園	[略]
[略]	
那覇市立天久幼稚園	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

幼稚園の名称	位置
[略]	
那覇市立若狭幼稚園	[略]
那覇市立神原幼稚園	[略]
[略]	
那覇市立天久幼稚園	[略]
(仮称)那覇市立前島・久茂地統合幼稚園	那覇市前島1丁目7番1号

〔改正前 別記〕

別表第2（第3条関係）

小学校の名称	位置
〔略〕	
那覇市立若狭小学校	〔略〕
那覇市立前島小学校	那覇市前島1丁目7番1号
那覇市立久茂地小学校	那覇市久茂地3丁目26番27号
那覇市立神原小学校	〔略〕
〔略〕	
那覇市立天久小学校	〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第2（第3条関係）

小学校の名称	位置
〔略〕	
那覇市立若狭小学校	〔略〕
那覇市立神原小学校	〔略〕
〔略〕	
那覇市立天久小学校	〔略〕
（仮称）那覇市立前島・久茂地統合小学校	那覇市前島1丁目7番1号

那覇市条例第74号

平成24年12月28日

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例

那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 消防職員 <u>275人</u> (8) 〔略〕 (9) 計 <u>2,648人</u>	(職員の定数) 第2条 〔略〕 (1)～(6) 〔略〕 (7) 消防職員 <u>346人</u> (8) 〔略〕 (9) 計 <u>2,719人</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第75号

平成24年12月28日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(那覇市行政手続条例の適用除外) 第4条 那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</u> 2 [略] (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)	(那覇市行政手続条例の適用除外) 第4条 那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3条に定めるもののほか、この条例に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、<u>那覇市行政手続条例第2章(第7条を除く。)</u>及び<u>第3章(第13条を除く。)</u>の規定は、適用しない。 2 [略] (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)

とするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 〔略〕 付 則 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税についての経過措置） 第8条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>	く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 〔略〕 付 則 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税についての経過措置） 第8条の2 <u>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第36条の2第1項の改正規定及び付則第3条の規定 平成26年1月1日

2 改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）付則第8条の2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（那覇市行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 新条例第4条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の那覇市税条例第4条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

那覇市条例第76号

平成24年12月28日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(住居手当) 第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>第3号において同じ。</u>)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。) (2) <u>その所有に係る住宅(規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u> (3) [略] 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(<u>第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額</u>)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) ア～イ [略] (2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円 (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) 3 [略] (通勤手当) 第19条 [略] 2 通勤手当の<u>月額</u>は、次の各号に掲げる職員	(住居手当) 第18条 [略] (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>次号において同じ。</u>)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。) (2) [略] 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(<u>当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額</u>)とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)<u>に相当する額</u> ア～イ [略] (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>前号</u>の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) 3 [略] (通勤手当) 第19条 [略] 2 通勤手当の<u>額</u>は、次の各号に掲げる職員

員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

ア～ス [略]

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア～ス [略]

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に

3 前2項に規定するもののほか、<u>通勤手当の支給に関し、必要な事項は、規則で定める。</u>	<u>支給する。</u> 4 <u>通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</u> 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。 6 前各項に規定するもののほか、<u>通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第77号

平成24年12月28日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(一般廃棄物処分等手数料) 第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分等手数料として、<u>別表第1</u>に定める額を徴収する。 (一般廃棄物処理業等の許可手数料) 第30条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物処理業並びに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可証の交付を受ける際、<u>別表第2に定める手数料を納めなければならない。</u> (手数料の徴収方法) 第30条の2 第28条及び前条に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。	(一般廃棄物処分等手数料) 第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分等手数料として、<u>別表</u>に定める額を徴収する。 (手数料の徴収方法) 第30条 第28条に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。 (技術管理者の資格) 第33条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。</u> (2) <u>技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</u> (3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)</u>

第33条～第35条　〔略〕 別表第1　〔略〕 〔別表第2　別記〕	<u>第8条の17第2号イからチまでに掲げる者のいずれかに該当するものであること。</u> <u>(4)　前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。</u> 第34条～第36条　〔略〕 別表　〔略〕
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5　改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付　則

- 1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2　この条例の施行の日前に申請され、かつ、同日以後に交付され、又は再交付されることとなる許可証に係る手数料については、なお従前の例による。

〔改正前　別記〕

別表第2(第30条関係)

区分	手数料
一般廃棄物処理業許可手数料	1件につき　6,000円
浄化槽清掃業許可手数料	1件につき　6,000円
許可証の再交付手数料	1件につき　2,000円

規 則

那覇市規則第52号

平成24年12月28日

那覇市屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市屋外広告物条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市屋外広告物条例(平成24年那覇市条例第69号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第11条又は第14条第5項から第7項までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真
- (2) 色彩及び意匠を表す図面
- (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。)
- (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真
- (6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)及び主たる用途を明らかにする書類(建築物の延べ面積が10,000平方メートル未満である場合を除く。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

（許可等の通知）

第3条 市長は、条例の規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書(第2号様式)に屋外広告物許可証(第3号様式)を添付して、当該許可の申請をした者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板に係る許可にあつては、当該はり紙、はり札等又は立看板に屋外広告物許可印(第4号様式)を押印することにより、屋外広告物許可証の交付に代えることができる。

2 市長は、前項の許可について許可しないときは、その旨及び理由を当該許可の申請をした者に通知するものとする。

（表示等の完了の届出）

第4条 条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の表示等を完了したときは、速やかに、屋外広告物表示（設置）完了届出書（第5号様式）に当該広告物等の現況を示すカラー写真を添付して、市長に届け出るものとする。ただし、当該許可の期間が1月以内の広告物等については、この限りでない。

2 前項の規定は、条例第14条第9項又は第10項の規定による届出をした者が当該届出に係る広告物等又ははり紙等の表示又は設置を完了した場合について準用する。

（景観保全型広告整備地区における届出等）

第5条 条例第12条第6項の規則で定める広告物等は、条例第14条第2項第1号に掲げる広告物等で表示面積が1平方メートルを超えるものとする。

2 条例第12条第6項の規定による届出は、屋外広告物表示（設置）届出書（第6号様式）に第2条第1号から第3号までに掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の届出を受け付けたときは、届出済標識（第7号様式）を当該届出した者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板に係る届出にあつては、当該はり紙、はり札等又は立看板に届出済印（第8号様式）を押印することにより、届出済標識の交付に代えることができる。

（広告物協定地区における認定の申請等）

第6条 条例第13条第1項、第3項又は第8項の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書（第9号様式）に広告物協定書の写し及び広告物協定地区の位置図（条例第13条第8項の認定を受けようとする場合を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書（第10号様式）を交付するものとする。

（適用除外の基準）

第7条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項並びに同条第8項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（公共的目的の広告物等に係る届出等）

第8条 条例第14条第9項及び第10項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示(設置)届出書に第2条各号に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出するものとする。

2 第5条第3項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

(軽微な変更又は改造)

第9条 条例第14条第9項及び第10項、条例第15条第2項並びに条例第20条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物等をその許可又は届出当時の表示内容、形状、色彩、意匠又は許可に付せられた条件に変更を加えない程度に修繕し、補強し又は塗り替えるもの
- (2) 劇場、映画館等常設の興行場が設置する物件に位置及び形状を変更することなく興行内容を表示する広告物を定期的に変更するもの
- (3) 新聞又ははり紙を掲出するため設置する物件に位置及び形状を変更することなく表示する広告物を定期的に変更するもの

(蛍光塗料等の禁止)

第10条 条例第16条第6号の規則で定める塗料等は、蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料とする。

(許可の基準)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める許可の基準は、別表第2から第4までのとおりとする。

(許可の期間)

第12条 条例第18条第2項の規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) はり紙、はり札等、立看板、広告幕、広告旗、つり下げ広告又は気球広告
1月以内
- (2) 前号に掲げる広告物等以外のもの 3年以内

(継続の許可の申請)

第13条 条例第19条の許可を受けようとする者は、屋外広告物継続許可申請書(第11号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物自己点検結果報告書(第12号様式)

(2) 広告物等の表示等を行う場所の現況を示すカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したものに限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更等の許可の申請)

第14条 条例第20条の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可申請書(第13号様式)に、変更又は改造の内容を明らかにした書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

(許可等の表示)

第15条 条例第21条第1項の規則で定める許可証は、第3条第1項の屋外広告物許可証とする。

2 条例第21条第1項ただし書の規則で定める許可の押印は、第3条第1項の屋外広告物許可印とする。

3 条例第21条第3項の規則で定める届出済標識は、第5条第3項の届出済標識とする。

4 条例第21条第3項ただし書の規則で定める届出済印の押印は、第5条第3項の届出済印とする。

(除却の届)

第16条 条例第23条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却(滅失)届出書(第14号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の届出には、広告物等を除却したことを示すカラー写真を添付しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第17条 条例第27条第1項第1号の規則で定める場所は、那覇市公告式規則(平成16年那覇市規則第39号)第2条第2項の市役所前の掲示場及び広告物等を保管した土木管理事務所とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める保管物件一覧簿は、保管物件一覧簿(第15号様式)とする。

3 条例第27条第2項の規則で定める場所は、道路管理課及び土木管理事務所とする。

(保管した広告物等の売却の方法)

第18条 条例第29条の規則で定める方法は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び条例に定めるもののほか、那覇市契約規則(昭和46年那覇市規則第13号)の規

定を準用する。

（広告物等の返還に係る受領書）

第19条 条例第31条の規則で定める受領書は、受領書（第16号様式）とする。

（身分証明書）

第20条 条例第32条第2項（第52条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める身分証明書は、身分証明書（第17号様式）とする。

（管理者の資格等）

第21条 条例第34条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、立看板、広告幕、広告旗、つり下げ広告又は気球広告とする。

2 条例第34条第2項の規則で定める広告物等は、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものとする。

3 条例第34条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 条例第44条に規定する講習会を修了した者で、3年以上の実務経験（屋外広告物法第2条第2項に規定する屋外広告業に関する実務経験をいう。以下同じ。）を有するもの

（2） 条例第45条第1項第3号に規定する者、同項第4号に規定する者のうち職業訓練の課程を修了したもの又は同項第5号に規定する者で、3年以上の実務経験を有するもの

（3） 条例第45条第1項第4号に規定する者（同号に規定する職業訓練の課程を修了した者を除く。）

（管理者等の届出）

第22条 条例第35条の規定による届出は、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

（1） 条例第35条第1項の届出 屋外広告物管理者設置届出書（第18号様式）

（2） 条例第35条第2項の届出 屋外広告物設置者（管理者）変更届出書（第19号様式）

（3） 条例第35条第3項の届出 屋外広告物除却（滅失）届出書（第14号様式）

（4） 条例第35条第4項の届出 屋外広告物設置者（管理者）氏名等変更届出書（第

20号様式)

(登録の更新の申請期限)

第23条 屋外広告業者は、条例第36条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに更新の登録の申請をしなければならない。

(登録申請書の様式)

第24条 条例第37条第1項の登録申請書は、屋外広告業者登録申請書(第21号様式)とする。

(登録申請書の添付書類)

第25条 条例第37条第2項及び次項第1号の誓約する書面は、誓約書(第22号様式)とする。

2 条例第37条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者が法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年者との能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が条例第39条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第45条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者との能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の略歴を記載した書面
- (4) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (5) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者(営業に関し成年者との能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。)の住民票の写し又はこれに代わる書面

3 前項第3号の略歴を記載した書面は、略歴書(第23号様式)とする。

(変更の届出)

第26条 条例第40条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業者登録事項変更届出書(第24号様式)に添付しなければならない。

- (1) 条例第37条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人で

ある場合に限る。) 登記事項証明書

(2) 条例第37条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が個人である場合に限る。) 住民票の写し又はこれに代わる書面

(3) 条例第37条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(4) 条例第37条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第2項第1号及び第3号の書面

(5) 条例第37条第1項第4号に掲げる事項の変更 住民票の写し又はこれに代わる書面並びに前条第2項第1号及び第3号の書面

(6) 条例第37条第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2項第2号の書面
(屋外広告業者登録簿)

第27条 条例第38条第1項の規則で定める屋外広告業者登録簿は、屋外広告業者登録簿(第25号様式)とする。

2 条例第41条の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。

3 条例第38条第2項の規定による通知は、屋外広告業者登録済証(第26号様式)の交付により行うものとする。

(廃業等の届出)

第28条 条例第42条第1項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(第27号様式)によるものとする。

(講習会の開催等)

第29条 市長は、条例第44条第1項の規定による講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を告示するものとする。

2 講習会の講習科目は、次のとおりとする。

(1) 広告物等に係る法令に関する事項

(2) 広告物等の表示等の方法に関する事項

(3) 広告物等の施工に関する事項

3 次に掲げる者については、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除する。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項の電気工事士の資格を有

する者

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者であって、帆布製品製造取付けに係るもの

(講習会の受講)

第30条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(第28号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第3項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する証書等の写しを添付しなければならない。

(講習会修了証書の交付等)

第31条 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書(第29号様式)を交付するものとする。

2 前項の講習会修了証書の交付を受けた者は、当該講習会修了証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、市長にその理由を記載した書類を提出して講習会修了証書の再交付を申請することができる。

(業務主任者の資格等)

第32条 条例第45条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものの認定は、広告物等の表示等についての営業所における責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり広告物に関する法令に違反したことがない者について行う。

2 前項の認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(第30号様式)に、同項の5年以上の経験を有することを証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、申請者に認定証(第31号様式)を交付するものとする。

(標識の掲示)

第33条 条例第46条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 営業所名
 - (4) 業務主任者の氏名
- 2 条例第46条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(第32号様式)によるものとする。
- 3 条例第50条第2項の規定により条例第36条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者(以下「特例屋外広告業者」という。)に係る前2項の規定の適用については、第1項第2号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「屋外広告業者登録票(第32号様式)」とあるのは「屋外広告業者届出済票(第33号様式)」とする。

(帳簿の記載事項等)

第34条 条例第47条の営業に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物等の表示等の場所
 - (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
 - (4) 広告物等の表示等の年月日
 - (5) 請負金額
- 2 条例第47条の帳簿は、屋外広告物契約台帳(第34号様式)によるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事項が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた電磁的記録を含む。次項において同じ。)は、広告物等の表示等の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。
- (特例屋外広告業者の届出)

第35条 条例第50条第3項の規定による届出は、特例屋外広告業者届出書（第35号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 沖縄県条例の規定による屋外広告業の登録を受けたことを証する書面
- (2) 第25条第2項第2号に掲げる書面

2 市長は、前項の届出を受理したときは、特例屋外広告業者届出済証（第36号様式）を交付するものとする。

（特例屋外広告業者の変更の届出）

第36条 条例第50条第3項の規定による届出事項を変更したときの届出は、特例屋外広告業者届出事項変更届出書（第37号様式）によるものとする。

2 前項の届出の内容が業務主任者に関するものであるときは、第25条第2項第2号に掲げる書面を特例屋外広告業者変更届出書に添付しなければならない。

（特例屋外広告業者届出簿）

第37条 条例第50条第7項の特例屋外広告業者届出簿は、特例屋外広告業者届出簿（第38号様式）とする。

2 条例第50条第7項の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。

（監督処分簿）

第38条 条例第51条第1項の屋外広告業者監督処分簿は、屋外広告業者監督処分簿（第39号様式）とする。

2 条例第51条第1項の規則で定める閲覧場所は、都市計画課とする。

3 条例第51条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の登録番号又は届出番号、登録年月日又は届出年月日、商号、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 処分の根拠となった条例の条項
- (3) 処分の期間
- (4) 処分の原因となった事実
- (5) その他市長が必要と認める事項

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

適用除外の基準

区分	基準
条例第14条 第2項第1号 （自家用広 告物等）	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積の合計は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1事業所等につき5平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1事業所等につき10平方メートル以下であること。
条例第14条 第2項第2号 （管理上の 必要に基づ き表示する 広告物等）	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1か所につき1平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1か所につき5平方メートル以下であること。
条例第 14条第 2項第5 号（軌 道車両 又は自 動車に 表示さ れる広 告物）	軌道車両 (1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 絵画その他の具象的な図柄(写真を除く。)を表示する広告物で、営利を目的としないものであること。 (4) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方メートル以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1平方メートル以下であること。 (5) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1個であること。
	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方

	自動車	メートル以下(小型車にあつては、0.5平方メートル以下)で、後面においては1平方メートル以下(小型車にあつては、0.5平方メートル以下)であること。 (3) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下(小型車にあつては、2個以下)で、後面においては1個であること。
条例第14条 第3項第1号 (自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 (4) 個数の合計は、1物件につき1個であること。
条例第14条 第4項(政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等)		(1) はり紙又ははり札等の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 広告旗又は立看板等の大きさは、横1メートル以下、縦2メートル以下であること。 (3) 表示期間は、1月以内であること。 (4) 表示期間並びに表示者又は管理者の氏名及び連絡先を明記していること。 (5) 表示し、又は設置する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にあつては、その所有者)の承諾を得ていること。
条例第14条 第7項(寄贈者名等)		(1) 大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積の20分の1以下、かつ、0.5平方メートル以下であること。 (2) 寄贈者名等を表示する施設又は物件の効用を妨げないも

	のであること。 (3) 個数の合計は、1施設又は1物件につき1個であること。
--	--

備考

- 1 「電光表示広告物」とは、発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することができる広告物をいう。
- 2 「1事業所等」とは、一つの住所、事業所、営業所又は作業場若しくはこれらの駐車場をいう。
- 3 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び既設の広告物等の表示面積を合算したものとする。
- 4 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の個数及び既設の広告物等の個数を合算したものとする。
- 5 「小型車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1の小型自動車及び軽自動車をいう。
- 6 軌道車両又は自動車に表示される広告物の表示面積及び個数の計算をする場合は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物を含むものとする。

別表第2(第11条関係)

条例の規定による許可を要する広告物等(許可の期間が1月以内のものを除く。)の表示面積の合計の基準

1 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等の場合

建築物の延べ面積の区分	地域区分	接道の状況の区分	表示面積の合計
10,000平方メートル以下	住居系地域	1面接道	45平方メートル以下
		2面接道	64平方メートル以下
		3面接道	83平方メートル以下
		4面接道	93平方メートル以下
		1面接道	95平方メートル以下

	商業系地域	2面接道	150平方メートル以下
		3面接道	205平方メートル以下
		4面接道	232.5平方メートル以下
	工業系地域	1面接道	75平方メートル以下
		2面接道	114平方メートル以下
		3面接道	153平方メートル以下
		4面接道	170.5平方メートル以下
10,000平方メートルを超えるもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	1面接道	130平方メートル以下
		2面接道	200平方メートル以下
		3面接道	270平方メートル以下
		4面接道	310平方メートル以下

備考

- 1 「商業施設等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)
 - (2) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物であって、当該建築物の主たる用途として、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途の事業所等が存し、又は存しうる施設をいう。
- 2 「住居系地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- 3 「商業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域をいう。
- 4 「工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 5 「接道」とは、建築物の敷地が幅員4メートル以上の道に接していることをいう。
- 6 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び許可を受けた既設の広告物等の表示面積を合算したもの

とする。

- 7 大規模小売店舗又は商業施設等(大規模小売店舗を除く。)のうち建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものの敷地内において、那覇市都市景観審議会(那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号)第5条第1項の那覇市都市景観審議会をいう。)の意見を聴いた上で沿道景観等に配慮されたものとして市長が認める広告物等の表示等を行う場合は、この表に定める広告物等の表示面積の合計の基準の数値に1.5を乗じた数値を当該基準とする。

2 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等以外の場合

地域区分	表示面積の合計
住居系地域	30平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	30平方メートル以下

備考 「商業施設等」、「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する商業施設等、住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

3 条例の規定による許可を要する広告物等のうち電光表示広告物に係る表示面積の合計の基準

地域区分	電光表示広告物の表示面積の合計
住居系地域	5平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	5平方メートル以下

備考

- 「電光表示広告物」とは、別表第1備考1に規定する電光表示広告物をいう。
- 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

別表第3(第11条関係)

1 共通許可基準

(1) 一般基準

ア 広告物等の位置、形状、大きさ、色彩及び意匠は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物その他の場所及びその周囲の景観又は環境と調和するものであること。

イ 広告物等の数量及び表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめているものであること。

ウ 広告物等は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物及び当該敷地の接道の状況等に照らし、当該敷地又は建築物に係る特定の場所又は一定の区域内に過度に集中していないものであること。

エ 広告物等の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置の方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

オ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又はげん惑させること等により道路交通に影響を与えないものであること。

カ 電照を伴うもの、イルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものは、その周囲の景観又は環境と調和するものであること。

キ 道路法、建築基準法その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。

(2) 色彩に係る基準

ア 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、地色においては、赤、黄色その他けばけばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。

イ 広告物等を建築物に表示し、又は設置する場合は、次表に定める基準に適合するものであること。

	地域区分	基準
--	------	----

(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区 市街化調整区域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、5パーセント以下であること。
(2)	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、10パーセント以下であること。
(3)	首里金城重点地区 壺屋重点地区 龍潭通り重点地区	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度8以上の色を使用するものでないこと。ただし、市長が必要と認めるときは、マンセル値による彩度8以上の色によって表示される面積の割合を、立面積に対し、5パーセント以下とすることができる。

備考

- 1 (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域につ

いては、都市計画法第2章の規定により定められた地域、地区又は区域をいう。

2 (3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区については、那覇市都市景観条例第9条第1項の規定により定められた重点地区をいう。

3 (2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(1)の項地域区分の欄に掲げる風致地区に係る区域を除くものとする。

4 (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区に係る区域を除くものとする。

5 「壁面」とは、建築物の外壁等(建築物の外壁又はこれに代わる柱をいう。)の面をいう。

6 「マンセル値」とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。

7 「立面積」とは、各壁面について、壁面を垂直方向に見た場合における外壁等の外郭線(広告物等が外壁等の外郭線の外側に位置するときは、当該広告物の外郭線を含む。)内を1平面とみなした面の面積をいう。

8 基準の欄中壁面及び広告物等における色によって表示される面積について、広告物等が外壁等の外郭線の内側に位置するときは、当該広告物等によって覆われる外壁等の部分の面積を除くものとする。

2 広告物等の種類ごとの許可基準(条例第11条の許可)

広告物等の種類		地域区分	基準
野立広告 (広告板、 広告塔、 サインポ ール)	広告板	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であるこ

			と。
		商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。
	広告塔、サインポール	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、10メートル以下であること。
		商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、15メートル以下であること。
屋上広告		住居系地域 工業系地域	(1) 表示面積は、1面30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、3.5メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの4分の1以下であること。 (3) 個数は、建築物ごとに1個であること。 (4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。 (5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、

		外側に突き出していないこと。
	商業系地域	(1) 表示面積は、1面50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、7メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の1以下であること。 (3) 個数は、建築物ごとに1個であること。 (4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。 (5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。
壁面広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の4分の1以下、かつ、30平方メートル以下であること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、1個以下であること。
	商業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の3分の1以下、かつ、50平方メートル以下であること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、2個以下であること。
突出広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、20平方メートル以下(1面の場合は10平方メートル以下)であること。

別表第1（第7条関係）

適用除外の基準

区分	基準
条例第14条 第2項第1号 （自家用広 告物等）	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積の合計は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1事業所等につき5平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1事業所等につき10平方メートル以下であること。
条例第14条 第2項第2号 （管理上の 必要に基づ き表示する 広告物等）	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、別表第3第2項広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積は、条例第9条に掲げる禁止地域等においては1か所につき1平方メートル以下で、禁止地域等以外の地域においては1か所につき5平方メートル以下であること。
条例第 14条第 2項第5 号（軌 道車両 又は自 動車に 表示さ れる広 告物）	軌道車両 (1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 絵画その他の具象的な図柄(写真を除く。)を表示する広告物で、営利を目的としないものであること。 (4) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方メートル以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1平方メートル以下であること。 (5) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下で、前面及び後面においてはそれぞれ1個であること。
	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 表示面積の合計は、左右の側面においてはそれぞれ2平方

	自動車	メートル以下(小型車にあつては、0.5平方メートル以下)で、後面においては1平方メートル以下(小型車にあつては、0.5平方メートル以下)であること。 (3) 個数の合計は、左右の側面においてはそれぞれ3個以下(小型車にあつては、2個以下)で、後面においては1個であること。
条例第14条 第3項第1号 (自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 (4) 個数の合計は、1物件につき1個であること。
条例第14条 第4項(政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等)		(1) はり紙又ははり札等の表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 広告旗又は立看板等の大きさは、横1メートル以下、縦2メートル以下であること。 (3) 表示期間は、1月以内であること。 (4) 表示期間並びに表示者又は管理者の氏名及び連絡先を明記していること。 (5) 表示し、又は設置する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にあつては、その所有者)の承諾を得ていること。
条例第14条 第7項(寄贈者名等)		(1) 大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積の20分の1以下、かつ、0.5平方メートル以下であること。 (2) 寄贈者名等を表示する施設又は物件の効用を妨げないも

	のであること。 (3) 個数の合計は、1施設又は1物件につき1個であること。
--	--

備考

- 「電光表示広告物」とは、発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することができる広告物をいう。
- 「1事業所等」とは、一つの住所、事業所、営業所又は作業場若しくはこれらの駐車場をいう。
- 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び既設の広告物等の表示面積を合算したものとする。
- 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の個数及び既設の広告物等の個数を合算したものとする。
- 「小型車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1の小型自動車及び軽自動車をいう。
- 軌道車両又は自動車に表示される広告物の表示面積及び個数の計算をする場合は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物を含むものとする。

別表第2(第11条関係)

条例の規定による許可を要する広告物等（許可の期間が1月以内のものを除く。）の表示面積の合計の基準

1 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等の場合

建築物の延べ面積の区分	地域区分	接道の状況の区分	表示面積の合計
10,000平方メートル以下	住居系地域	1面接道	45平方メートル以下
		2面接道	64平方メートル以下
		3面接道	83平方メートル以下
		4面接道	93平方メートル以下
		1面接道	95平方メートル以下

	商業系地域	2面接道	150平方メートル以下
		3面接道	205平方メートル以下
		4面接道	232.5平方メートル以下
	工業系地域	1面接道	75平方メートル以下
		2面接道	114平方メートル以下
		3面接道	153平方メートル以下
		4面接道	170.5平方メートル以下
	10,000平方メートルを超えるもの 住居系地域 商業系地域 工業系地域	1面接道	130平方メートル以下
		2面接道	200平方メートル以下
		3面接道	270平方メートル以下
		4面接道	310平方メートル以下

備考

- 1 「商業施設等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)
 - (2) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物であつて、当該建築物の主たる用途として、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途の事業所等が存し、又は存しうる施設をいう。
- 2 「住居系地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- 3 「商業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域をいう。
- 4 「工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 5 「接道」とは、建築物の敷地が幅員4メートル以上の道に接していることをいう。
- 6 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び許可を受けた既設の広告物等の表示面積を合算したもの

とする。

- 7 大規模小売店舗又は商業施設等(大規模小売店舗を除く。)のうち建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものの敷地内において、那覇市都市景観審議会(那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号)第5条第1項の那覇市都市景観審議会をいう。)の意見を聴いた上で沿道景観等に配慮されたものとして市長が認める広告物等の表示等を行う場合は、この表に定める広告物等の表示面積の合計の基準の数値に1.5を乗じた数値を当該基準とする。

2 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等以外の場合

地域区分	表示面積の合計
住居系地域	30平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	30平方メートル以下

備考 「商業施設等」、「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する商業施設等、住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

3 条例の規定による許可を要する広告物等のうち電光表示広告物に係る表示面積の合計の基準

地域区分	電光表示広告物の表示面積の合計
住居系地域	5平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	5平方メートル以下

備考

- 「電光表示広告物」とは、別表第1備考1に規定する電光表示広告物をいう。
- 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

別表第3(第11条関係)

1 共通許可基準

(1) 一般基準

ア 広告物等の位置、形状、大きさ、色彩及び意匠は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物その他の場所及びその周囲の景観又は環境と調和するものであること。

イ 広告物等の数量及び表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめているものであること。

ウ 広告物等は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物及び当該敷地の接道の状況等に照らし、当該敷地又は建築物に係る特定の場所又は一定の区域内に過度に集中していないものであること。

エ 広告物等の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置の方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

オ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又はげん感させること等により道路交通に影響を与えないものであること。

カ 電照を伴うもの、イルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものは、その周囲の景観又は環境と調和するものであること。

キ 道路法、建築基準法その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。

(2) 色彩に係る基準

ア 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、地色においては、赤、黄色その他けばけばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。

イ 広告物等を建築物に表示し、又は設置する場合は、次表に定める基準に適合するものであること。

	地域区分	基準
--	------	----

(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区 市街化調整区域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、5パーセント以下であること。
(2)	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、10パーセント以下であること。
(3)	首里金城重点地区 壺屋重点地区 龍潭通り重点地区	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度8以上の色を使用するものでないこと。ただし、市長が必要と認めるときは、マンセル値による彩度8以上の色によって表示される面積の割合を、立面積に対し、5パーセント以下とすることができる。

備考

- 1 (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域につ

いては、都市計画法第2章の規定により定められた地域、地区又は区域をいう。

2 (3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区については、那覇市都市景観条例第9条第1項の規定により定められた重点地区をいう。

3 (2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(1)の項地域区分の欄に掲げる風致地区に係る区域を除くものとする。

4 (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区に係る区域を除くものとする。

5 「壁面」とは、建築物の外壁等(建築物の外壁又はこれに代わる柱をいう。)の面をいう。

6 「マンセル値」とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。

7 「立面積」とは、各壁面について、壁面を垂直方向に見た場合における外壁等の外郭線(広告物等が外壁等の外郭線の外側に位置するときは、当該広告物の外郭線を含む。)内を1平面とみなした面の面積をいう。

8 基準の欄中壁面及び広告物等における色によって表示される面積について、広告物等が外壁等の外郭線の内側に位置するときは、当該広告物等によって覆われる外壁等の部分の面積を除くものとする。

2 広告物等の種類ごとの許可基準(条例第11条の許可)

広告物等の種類		地域区分	基準
野立広告 (広告板、 広告塔、 サインポ ール)	広告板	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であるこ

			と。
		商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。
	広告塔、サインポール	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、10メートル以下であること。
		商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、15メートル以下であること。
屋上広告		住居系地域 工業系地域	(1) 表示面積は、1面30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、3.5メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの4分の1以下であること。 (3) 個数は、建築物ごとに1個であること。 (4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。 (5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、

		外側に突き出していないこと。
	商業系地域	(1) 表示面積は、1面50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、7メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の1以下であること。 (3) 個数は、建築物ごとに1個であること。 (4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。 (5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。
壁面広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の4分の1以下、かつ、30平方メートル以下であること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、1個以下であること。
	商業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の3分の1以下、かつ、50平方メートル以下であること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、2個以下であること。
突出広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、20平方メートル以下(1面の場合は10平方メートル以下)であること。

		(2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。 (3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
	商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、40平方メートル以下(1面の場合は20平方メートル以下)であること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。 (3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
電柱を利用するもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、突出広告にあつては横0.6メートル以下、縦1.2メートル以下で、巻付広告にあつては縦1.2メートル以下で、直塗広告及び貼付広告にあつては幅は柱の幅以下、縦は1.2メートル以下であること。 (2) 道路面から、巻付広告又は直塗広告の下端までの高さは、1.2メートル

		以上であること。 (3) 個数の合計は、電柱1本につき突出広告、巻付広告、直塗広告又は貼付広告ともに各1個であること。ただし、角鉄柱において、これらを表示し、又は設置する場合は、当該角鉄柱の2面以内において行うことができる。 (4) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。取付けの方向は、歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として道路境界線側であること。
街灯柱を利用するもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 規格は、原則として統一することとし、表示面積の合計は、1面0.3平方メートル以下であること。 (2) 個数の合計は、街灯柱1本につき1個限りとし、巻付広告、直塗広告又は貼付広告は表示しないこと。 (3) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。
はり紙、はり札等	住居系地域	(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。

	商業系地域 工業系地域	(2) 同一内容のものは、1か所につき2枚以下であること。
立看板等	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、幅1メートル以下、長さ2メートル以下で、脚の長さは0.5メートル以下であること。 (2) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直であること。 (3) 信号機、主要な交差点(幅員8メートル以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。)の角、道路標識(主要な交差点の角から10メートル以内にある道路標識に限る。以下同じ。)及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。
アーチ広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面積の合計は、1面30平方メートル以下であること。 (2) アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。 (3) 設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域であること。
広告幕 (横断幕、懸垂幕等)	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面に表示する個数の合計は、1壁面3個以下であること。 (3) 広告幕の外周に風圧に耐える措

		置を講じること。 (4) 地上から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (5) 道路を横断する広告幕にあっては、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。
広告旗 (旗、のぼり等)	住居系地域 商業系地域 工業系地域	表示面積は、2平方メートル以下であること。
塀又は垣広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の2分の1以下、かつ、20平方メートル以下であること。 (2) 個数の合計は、塀又は垣の1面につき3個以下であること。 (3) 表示方向から見た場合における塀又は垣の外郭線から突出しないこと。
気球広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 気球の直径は、3メートル以下であること。 (2) 広告物の長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.5メートル以下であること。 (3) 設置箇所から気球の上端までの垂直距離は、50メートル以下である

		こと。 (4) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触しないものであること。 (5) 広告面にネットを使用していること。
--	--	---

備考

- 1 「1事業所等」とは、別表第1備考2に規定する1事業所等をいう。
- 2 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。
- 3 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の個数及び許可を受けた既設の広告物等の個数を合算したものとする。

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第7項までの許可の基準

区分	基準
条例第14条第5項(自家用広告物等)	(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 表示面積の合計は、1事業所等につき30平方メートル以下(個数が1個の場合は、20平方メートル以下)であること。ただし、条例第9条第1項第2号から第4号まで及び同項第7号の地域においては、10平方メートル以下であること。 (4) 電光表示広告物の表示面積の合計(表示しようとする電光表示広告物の表示面積及び許可を受けた既設の電光表示広告物の表示面積を合算したも

		のとする。)は、1事業所等につき5平方メートル以下であること。
条例第14条第6項(軌道車両に表示される広告物)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとする。)は、10平方メートル以下であること。
条例第14条第7項(案内広告物等)	道標柱	(1) 表示面積は、1個につき0.5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、1.5メートル以下であること。
	道標板	(1) 表示面積は、1個につき0.3平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2メートル以下であること。
	案内図板	(1) 表示面積は、1個につき5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2.5メートル以下であること。

備考

- 1 「1事業所等」又は「電光表示広告物」とは、別表第1備考に規定する1事業所等又は電光表示広告物をいう。
- 2 「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考6に規定する表示面積の合計をいう。

第1号様式(第2条関係)

(1面)

屋外広告物許可申請書										
那覇市長 様			年 月 日							
第11条 那覇市屋外広告物条例			申請者(注1) 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 印 第14条第5項 第14条第6項 第14条第7項							
1 広告物等の 種類			種類(複数選択可) ☐ 野立 ☐ 屋上 ☐ 壁面 ☐ 突出 ☐ 電柱利用 ☐ 街灯柱利用 ☐ はり紙、はり札等 ☐ 立看板等 ☐ アーチ広告 ☐ 広告幕 ☐ 広告旗 ☐ 塀又は垣 ☐ 気球 ☐ 自家用広告物等 ☐ 軌道車両 ☐ 案内広告物等 ☐ その他()							
			自家用・非自家用の別 ☐ 自家用 ☐ 非自家用 ☐ 左記の両方							
2 規格 (高さは、地 上から広告 物等の上端 までの高さ を記入して ください。)			広告物等の 種類	高さ (m)	縦 (m)	横 (m)	1面の 面積 (m ²)	面数 (面)	数量 (個)	合計面積 (m ²)
			広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)							
3 表示(設置) 場所			那覇市							
4 用途地域			地域							
5 地域区分			☐ 禁止地域 ☐ 禁止物件 ☐ ()地区							

(2面)

6 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで					
7 表示(設置)概要	屋上 広告	・ 広告物等の高さ(A) _____メートル ・ 地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B) _____メートル ※確認算式(A≤B/C) _____ ≤ _____ / _____ (備考)Cの数値は、住居系地域及び工業系地域にあつては4、 商業系地域にあつては3とする。				
	壁面 広告	種 別	壁面1	壁面2	壁面3	壁面4
		壁面の面積(A)				
		表示面積の合計(B)				
	※確認算式(A/B)					
立 看 板等 広 告 幕	・ 信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの 距離 _____メートル					
8 他の法令の規定による許可等	許可等の種別				備考	
	工作物に係る確認(建築基準法)			要・不要		
	道路占用許可(道路法)			要・不要	国道・県道・市道	
	地区計画等に係る届出(都市計画法)			要・不要		
	その他()			要・不要		
9 既設広告物等の概要	広告物等の種類	個数		表示面積の合計(m ²)		
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)					
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び9の合計面積)						
11 商業施設等の概要	建築物の延べ面積(m ²)(注2)					
	建築物の敷地の接道の状況(接道面数)					
	表示面積の合計(m ²)					

(3面)

12 広告物等の 管理者(注3)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注4)	
13 広告物等を 表示(設置)す る屋外広告業 者(工事施工 者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号
添付書類 (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 (6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとします。		

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。
- 2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。
- 3 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていなとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 4 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第2号様式(第3条関係)

		那覇市指令	第	号
			年	月
				日
様				
		那覇市長	印	
屋外広告物許可書				
年 月 日付で申請のあった広告物等の表示等に係る許可については、那覇				
		第11条		
		第14条第5項		
市屋外広告物条例	第14条第6項	の規定により、下記のとおり許可します。		
	第14条第7項			
	第19条			
	第20条			
記				
1	表示(設置)場所	那覇市		
2	許可の期間	年	月	日から
		年	月	日まで
3	許可の条件			
4	許可手数料			

第3号様式（第3条関係）

No.
屋外広告物許可証
許可期限 年 月 日まで
 那覇市

第4号様式（第3条関係）



第5号様式(第4条関係)

屋外広告物表示(設置)完了届出書 年 月 日 那覇市長 様 届出者 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名) 那覇市屋外広告物条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 表示(設置)完了年月日	年 月 日
2 表示(設置)場所	那覇市
3 広告物等の種類	
4 広告物等の数量	
5 許可(届出)年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 表示(設置)の期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類 表示(設置)を完了した広告物等の現況を示すカラー写真	

第6号様式(第5条、第8条関係)

(1面)

屋外広告物表示(設置)届出書								
年 月 日								
那覇市長 様 届出者(注1) 住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 印								
第12条第6項 那覇市屋外広告物条例 第14条第9項 の規定により、次のとおり申請します。 第14条第10項								
1 広告物等の種類	種類(複数選択可) ☐ 野立 ☐ 屋上 ☐ 壁面 ☐ 突出 ☐ 電柱利用 ☐ 街灯柱利用 ☐ はり紙、はり札等 ☐ 立看板等 ☐ アーチ広告 ☐ 広告幕 ☐ 広告旗 ☐ 塀又は垣 ☐ 気球 ☐ 自家用広告物等 ☐ 軌道車両 ☐ 案内広告物等 ☐ その他()							
	自家用・非自家用の別 ☐ 自家用 ☐ 非自家用 ☐ 左記の両方							
2 規格 (高さは、地上から広告物等の上端までの高さを記入してください。)	広告物等の種類	高さ(m)	縦(m)	横(m)	1面の面積(m ²)	面数(面)	数量(個)	合計面積(m ²)
	広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)							
3 表示(設置)場所	那覇市							
4 用途地域	地域							
5 地域区分	☐ 禁止地域 ☐ 禁止物件 ☐ ()地区							

(2面)

6 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで					
7 表示(設置)概要	屋上 広告	・ 広告物等の高さ(A) _____メートル ・ 地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B) _____メートル ※確認算式(A≤B/C) _____ ≤ _____ / _____ (備考)Cの数値は、住居系地域及び工業系地域にあつては4、 商業系地域にあつては3とする。				
	壁面 広告	種 別	壁面1	壁面2	壁面3	壁面4
		壁面の面積(A)				
		表示面積の合計(B)				
	※確認算式(A/B)					
立 看 板等 広 告 幕	・ 信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの 距離 _____メートル					
8 他の法令の規定による許可等	許可等の種別				備考	
	工作物に係る確認(建築基準法)			要・不要		
	道路占用許可(道路法)			要・不要		国道・県道・市道
	地区計画等に係る届出(都市計画法)			要・不要		
	その他()			要・不要		
9 既設広告物等の概要	広告物等の種類		個数		表示面積の合計(m ²)	
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)					
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び9の合計面積)						
11 商業施設等の概要	建築物の延べ面積(m ²)(注2)					
	建築物の敷地の接道の状況(接道面数)					
	表示面積の合計(m ²)					

(3面)

12 広告物等の 管理者(注3)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注4)	
13 広告物等を 表示(設置)す る屋外広告業 者(工事施工 者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号
添付書類(注5) (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 (6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとします。		

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。
- 2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。
- 3 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていないとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 4 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。
- 5 条例第12条第6項の規定による届出については、(1)から(3)までの書類を添付してください。

第7号様式(第5条関係)



第8号様式(第5条関係)



第9号様式(第6条関係)

広告物協定認定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者

住所

氏名

印

電話

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

第1項

那覇市屋外広告物条例第13条 第3項 の規定により、次のとおり申請します。

第8項

認定申請の区分	新規 ・ 変更 ・ 廃止
広告物協定の名称	
土地所有者等で組織する団体の名称	
代表者の氏名及び住所	
広告物協定地区の地名及び地番	
広告物協定地区の面積	
広告物協定の有効期間	
広告物協定に係る土地所有者等の人数（協定参加人数）	
広告物協定の概要	
変更・廃止理由（注1）	
変更内容（注2）	

注1 該当する方に○を囲み、理由を記入してください。

2 変更の場合のみ記入してください。

第10号様式(第6条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

広告物協定認定書

年 月 日付けで認定の申請があった広告物協定については、那覇市屋外広
告物条例第13条 第1項

第3項 の規定により、次のとおり認定します。

第8項

1 認定番号

2 広告物協定の名称

3 広告物協定地区の地名及び地番

4 広告物協定地区の面積

5 広告物協定の有効期間

屋外広告物継続許可申請書				
		年 月 日		
那覇市長 様		申請者(注) 住所 氏名 電話番号 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
那覇市屋外広告物条例第19条の規定により、次のとおり申請します。				
1 既許可事項の概要	広告物等の種類	種類(複数選択可) ☐ 野立 ☐ 屋上 ☐ 壁面 ☐ 突出 ☐ 電柱利用 ☐ 街灯柱利用 ☐ はり紙、はり札等 ☐ 立看板等 ☐ アーチ広告 ☐ 広告幕 ☐ 広告旗 ☐ 塀又は垣 ☐ 気球 ☐ 自家用広告物等 ☐ 軌道車両 ☐ 案内広告物等 ☐ その他()		
	表示(設置)の数量(個)		表示面積の合計(m ²)	
	許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	管理者の住所、氏名			
	表示(設置)場所	那覇市		
2 更新事項	表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類 (1) 屋外広告物自己点検結果報告書(第12号様式) (2) 広告物等の表示等を行う場所の現況を示すカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したものに限る。) (3) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し				

2514

第12号様式(第13条関係)

屋外広告物自己点検結果報告書		年 月 日
那覇市長 様		報告者 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 印
次のとおり安全点検を実施したので報告します。		
点検項目	異常の有無	良好な状態を保つために行った措置
取付(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
主要部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
ボルト、ビス等の変形又は腐食	有 ・ 無	
表示面の汚染、退色又は剥離	有 ・ 無	
表示面の破損	有 ・ 無	
照明装置の破損	有 ・ 無	
その他	有 ・ 無	
点 検 年 月 日	年 月 日	
設 置 年 月 日	年 月 日 (現在まで 年 月)	
表 示 (設 置) 場 所	那覇市	
上記のとおり点検を行いました。 年 月 日 住所 氏名 資格(注2): 印		

注1 記載欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第13号様式(第14条関係)

(1面)

屋外広告物変更等許可申請書									
年 月 日									
那覇市長 様				申請者(注1) 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)					
那覇市屋外広告物条例第20条の規定により、次のとおり申請します。									
1 変更(改造)しようとする 広告物等の既 許可事項の概 要	広告物等の種類		種類(複数選択可) ☐ 野立 ☐ 屋上 ☐ 壁面 ☐ 突出 ☐ 電柱利用 ☐ 街灯柱利用 ☐ はり紙、はり札等 ☐ 立看板等 ☐ アーチ広告 ☐ 広告幕 ☐ 広告旗 ☐ 塀又は垣 ☐ 気球 ☐ 自家用広告物等 ☐ 軌道車両 ☐ 案内広告物等 ☐ その他()						
			自家用・非自家用の別 ☐ 自家用 ☐ 非自家用 ☐ 左記の両方						
	表示(設置)場所		那覇市						
	許可年月日及び 番号		年 月 日 第 号						
許可の期間		年 月 日から 年 月 日まで							
2 変更(改造) 事項等		広告物 等の種 類	高さ (m)	縦 (m)	横 (m)	1面の 面積 (m ²)	面数 (面)	数量 (個)	合計 面積 (m ²)
	変更前								
	変更後								
	変更(改造)しよ うとする事項								
	変更(改造)しよ うとする理由								
3 用途地域		地域							
4 地域区分		☐ 禁止地域 ☐ 禁止物件 ☐ ()地区							

(2面)

5 表示(設置)概要	屋 上 告 告	・ 広告物等の高さ(A) _____メートル ・ 地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B) _____メートル ※確認算式(A≤B/C) _____ ≤ _____ / _____ (備考)Cの数値は、住居系地域及び工業系地域にあつては4、商業系地域にあつては3とする。						
	壁面 告 告	種 別	壁面1	壁面2	壁面3	壁面4		
		壁面の面積(A)						
		表示面積の合計(B)						
		※確認算式(A/B)						
	立 看 板等 告 告 幕	・ 信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの距離 _____メートル						
6 他の法令の規定による許可等	許可等の種別					備考		
	工作物に係る確認(建築基準法)			要・不要				
	道路占用許可(道路法)			要・不要	国道・県道・市道			
	地区計画等に係る届出(都市計画法)			要・不要				
	その他()			要・不要				
7 既設広告物等の概要	広告物等の種類		個数		表示面積の合計(m ²)			
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)							
8 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び7の合計面積)								
9 商業施設等の概要	建築物の延べ面積(m ²)(注2)							
	建築物の敷地の接道の状況(接道面数)							
	表示面積の合計(m ²)							

(3面)

10 広告物等の 管理者(注3)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注4)	
11 広告物等を 表示(設置)す る屋外広告業 者(工事施工 者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号
添付書類 (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 (6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとしします。		

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。
- 2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。
- 3 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていなとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 4 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第14号様式(第16条、第22条関係)

屋外広告物除却(滅失)届出書		年	月	日
那覇市長 様				
届出者				
住所				
氏名		印		
電話番号				
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)				
那覇市屋外広告物条例	第23条第2項 第35条第3項	の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 既許可事項の概要	広告物等の種類	種類(複数選択可) ☐ 野立 ☐ 屋上 ☐ 壁面 ☐ 突出 ☐ 電柱利用 ☐ 街灯柱利用 ☐ はり紙、はり札等 ☐ 立看板等 ☐ アーチ広告 ☐ 広告幕 ☐ 広告旗 ☐ 塀又は垣 ☐ 気球 ☐ 自家用広告物等 ☐ 軌道車両 ☐ 案内広告物等 ☐ その他()		
		自家用・非自家用の別 ☐ 自家用 ☐ 非自家用 ☐ 左記の両方		
	表示(設置)場所	那覇市		
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
	許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
2 除却(滅失)に関する事項	除却(滅失)年月日	年 月 日		
	除却(滅失)数量(個)			
	除却(滅失)理由			
添付書類 除却したことを示すカラー写真 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとしします。				

第15号様式(第17条関係)

保 管 物 件 一 覧 簿

整理 番号	保管した広告物等		放置されて いた場所	除却した 日時	保管を始 め日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					

第16号様式(第19条関係)

受 領 書

年 月 日

那覇市長 様

返還を受けた者
住 所

氏 名 印

電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり広告物等(又は広告物等を売却した代金)の返還を受けました。

返還を受けた日		
返還を受けた場所		
返還を受けた広告物等	整理番号	
	名称又は種類	
	数 量	
返還を受けた金額		

第17号様式(第20条関係)

(表)

第 号 年 月 日交付	5.3センチメートル
身 分 証 明 書	
所 属 氏 名 生年月日	
この証明書を携帯する者は、那覇市屋外広告物条例第32条第1項又は第52条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	
那覇市長	印
8.5センチメートル	

(裏)

那覇市屋外広告物条例(抄) (立入検査等) 第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物等を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査する職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (報告及び検査) 第52条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。 2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第18号様式(第22条関係)

屋外広告物管理者設置届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者
住 所

氏 名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第35条第1項の規定により、次のとおり管理する者を届け出ます。

広告物等の管理者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	印
	資 格(注)	
広告物等に係る許可 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
表示(設置)場所		

注 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第19号様式(第22条関係)

屋外広告物設置者(管理者)変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第35条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物等に係る許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
表示(設置)場所		
変更後の設置者 (管理者)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	印
	資 格(注)	
変更前の設置者 (管理者)	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注)	
変更年月日		

注 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

第20号様式(第22条関係)

屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者
住 所

氏 名 印

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第35条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物等に係る許可年月日及び 番号			年 月 日 第 号
設置者 (管理者)	氏 名 (名称)	新	(電話番号 — —)
		旧	
	住 所	新	〒 (電話番号 — —)
		旧	〒

第21号様式(第24条関係)

(表)

屋外広告業者登録申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者
住 所

氏 名 印

電話番号
(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第36条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請します。

1 登録の種類(注1)	新規 ・ 更新	登録番号(注2)	第 号
		登録年月日(注2)	年 月 日
2 フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別(注1) 1 法人 2 個人		
3 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)		
4 那覇市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地	〒 (電話番号 — —)	

(裏)

5 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	フリガナ 氏 名		
	資 格		
	所属営業所名		
6 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
7 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、 名称、代表者の氏名 及び生年月日)	生年月日 年 月 日	
	住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)	
8 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
9 他の地方公共団体における登録番号及び登録年月日	登録を受けた地方公共団体名	登録番号	登録年月日

注1 「登録の種類」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

2 新規登録の場合は、記入しないでください。

第22号様式(第25条関係)

誓 約 書

登録申請者(法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)は、那覇市屋外広告物条例第39条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者

氏 名

印

(法人にあっては、名称)

(法定代理人の氏名

印)

那覇市長 様

第23号様式(第25条関係)

略 歴 書

区 分(注1)		登録申請者本人 ・ 法人の役員 ・ 法定代理人(注2)		
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		〒 (電話番号 — —)		
フリガナ 商号、名称又は氏名			生年月日	年 月 日
略 歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容		
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容		
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印				

注1 区分については、いずれか該当するものに○印を付けてください。

2 法定代理人が法人である場合は、当該法人の役員について、記入してください。

第24号様式(第26条関係)

屋外広告業者登録事項変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者
住 所

氏 名

電話番号
(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第40条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、 名称、代表者の 氏名及び生年月 日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別(注) 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (電話番号 — —)		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第25号様式(第27条関係)

屋外広告業者登録簿

登録番号	第 号	登録年月日	平成 年 月 日	
		有効期間満了年月日	平成 年 月 日	
法人・個人の別(注)	1 法人 2 個人			
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあっては、 名称、代表者の氏 名及び生年月日)	生年月日 年 月 日			
住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の 所在地)	〒 (電話番号 — —)			
那覇市の区域内に おいて営業を行う 営業所の名称及び 所在地	名 称			
	所 在 地	〒 (電話番号 — —)		
	業務主任者	氏 名		資 格
法人である場合の その役員の職名及 び氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
未成年者である場 合の法定代理人の 氏名及び住所 (法人にあっては、 名称、代表者の氏 名及び主たる事務 所の所在地)	フリガナ 氏 名	(生年月日 年 月 日)		
	住 所	〒 (電話番号 — —)		
他の地方公共団体 における登録状況	地方公共団体名	登録年月日	登 録 番 号	備 考
		年 月 日		
		年 月 日		

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第26号様式(第27条関係)

屋外広告業者登録済証

登録番号

商号又は氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第38条第2項の規定により、屋外広告業者登録簿に登録
をした者であることを証明する。

年 月 日

那覇市長

印

注1 屋外広告業の廃業等又は登録事項の変更があった場合、その旨を那覇市長に届け
出なければなりません。

2 屋外広告業の廃業等をしたときは、この証を添付して届出をしてください。

第27号様式(第28条関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者
住 所

氏 名

電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第42条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号 (届出番号)	(第 号)
登録年月日 (届出年月日)	(年 月 日)
フリガナ 氏名(商号) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	法人・個人の別(注) 1 法人 2 個人
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)
届出の理由(注)	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産による解散 4 解散(2及び3を除く。) 5 那覇市の区域内における屋外広告業の廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出者との関係(注)	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 精算人 5 本人

注 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出者との関係」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第28号様式(第30条関係)

屋外広告物講習会受講申込書		
那覇市長 様		年 月 日 写 真 上半身脱帽、最近6月以内に撮影のもの 5cm×4cm (縦×横)
申込者	フリガナ 氏 名	
	住 所	〒
	生年月日	年 月 日
	電話番号	— —
講習科目の一部免除について（※受講料を免除するものではありません。） 次の資格を有する方は、講習科目のうち「施工に関する事項」の受講が免除されます。受講の免除を希望する場合は、該当する資格の□にレを記入し、当該資格を証する証書等の写し(複数の資格を有するときは、いずれか一つ)を添付してください。 資格 (1) 建築士法第2条第1項の建築士の資格を有する者 ☐一級建築士 ☐二級建築士 ☐木造建築士 (2) 電気工事士法第2条第4項の電気工事士の資格を有する者 ☐第一種電気工事士 ☐第二種電気工事士 (3) 電気事業法第44条第1項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ☐第一種電気主任技術者免状 ☐第二種電気主任技術者免状 ☐第三種電気主任技術者免状 (4) 職業能力開発促進法に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者であって、帆布製品製造取付けに係るもの ☐帆布製品製造に係る職業訓練指導員の免許を所持する者 ☐帆布製品製造に係る技能検定に合格した者 ☐帆布製品製造に係る職業訓練の課程を修了した者		

第29号様式(第31条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証書

氏 名

生年月日 年 月 日生

那覇市屋外広告物条例第44条第1項の講習会の課程を修了した者
であることを証明する。

年 月 日

那覇市長 印

第30号様式(第32条関係)

業務主任者資格認定申請書

年 月 日

那覇市長 様

住 所

氏 名 印

電話番号

生年月日 年 月 日 生

那覇市屋外広告物条例第45条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有することの認定を、次のとおり申請します。

認 定 の 資 格	職歴 (注1)	営業所名	所在地	職 名	職務内容	在職期間
参 考 事 項	法令違反の有無(注2)				認 定 資 格 判 定	(注3) ※
	他の地方公共団体における業務主任者の資格認定等(注4)		都・道・府・県・市 年 月 日 第 号			
	その他					

注1 職歴を証明する書類を添付してください。

2 法令違反の有無の欄には、過去5年間ににおける屋外広告物に関する法令違反の有無を記入し、違反がある場合は、併せてその違反の内容の概要を記入してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

4 資格を証する書面の写しを添付してください。

第31号様式(第32条関係)

第 号

認定証

氏 名

生年月日 年 月 日生

那覇市屋外広告物条例第45条第1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者であることを証明する。

年 月 日

那覇市長 印

第32号様式(第33条関係)

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
業務主任者の氏名	

35センチメートル

40センチメートル

第33号様式(第33条関係)

屋外広告業者届出済票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
届 出 番 号	第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
業務主任者の氏名	

35センチメートル

40センチメートル

第34号様式(第34条関係)

屋外広告物契約台帳				
事 業 年 度				
整 理 番 号				
注文者の氏名又は名称				
注文者の住所	〒 (電話番号 — —)			
広告物等を表示し、又は設置した場所				
表示し、又は設置した広告物等	名称又は種類		数 量	
広告物等を表示し、又は設置した年月日	年 月 日			
請 負 金 額				

第35号様式(第35条関係)

(表)

特例屋外広告業者届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者
住 所

氏 名 印

電話番号
(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第50条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 登録番号(注1)	第 号	
※ 登録年月日 (注1)	年 月 日	
1 フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつて は、名称及び代 表者の氏名及び 生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別(注2) 1 法人 2 個人	
2 住 所 (法人にあつて は、主たる事 務所の所在地)	〒 (電話番号 — —)	
3 那覇市の区域内 において営業を 行う営業所の名 称及び所在地	名 称	
	所在地	〒 (電話番号 — —)

(裏)

4 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	フリガナ 氏 名		
	資 格		
	所属営業所名		
5 沖縄県屋外広告物条例第29条の登録番号及び登録年月日	登録番号	第 号	
	登録年月日	年 月 日	
6 他の地方公共団体（沖縄県を除く。）における登録番号及び登録年月日	登録を受けた地方公共団体名	登録番号	登録年月日

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第36号様式(第35条関係)

特例屋外広告業者届出済証

届出番号

商号又は氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第50条第3項の規定により、屋外広告業の届出をした者であることを証明する。

年 月 日

那覇市長

印

注1 屋外広告業の廃業等又は登録事項の変更があつた場合、その旨を那覇市長に届け出なければなりません。

2 屋外広告業の廃業等をしたときは、この証を添付して届出をしてください。

第37号様式(第36条関係)

特例屋外広告業者届出事項変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者
住 所

氏 名

電話番号
(法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市屋外広告物条例第50条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	第 号		
届出年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあっては、 名称、代表者の 氏名及び生年月 日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別(注) 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (電話番号 — —)		
沖縄県屋外広告 物条例第29条の 登録番号及び登 録年月日	登録番号	第 号	
	登録年月日	年 月 日	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第38号様式(第37条関係)

特例屋外広告業者届出簿

届出番号	第 号	届出年月日	平成 年 月 日	
法人・個人の別(注)	1 法人 2 個人			
フリガナ 氏名(商号) 生年月日 (法人にあつては、 名称、代表者の氏 名及び生年月日)	生年月日 年 月 日			
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の 所在地)	〒 (電話番号 — —)			
那覇市の区域内に おいて営業を行う 営業所の名称及び 所在地	名 称			
	所 在 地	〒 (電話番号 — —)		
	業 務 主 任 者	氏 名	資 格	
沖縄県屋外広告 物条例第29条の 登録番号及び登 録年月日	登録番号	第 号		
	登録年月日	年 月 日		
他の地方公共団体 における登録状況	地方公共団体名	登録年月日	登録番号	備 考
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

注 「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに○印を付けてください。

第39号様式(第38条関係)

屋外広告業者監督処分簿

登録番号 (届出番号)	第 号 (第 号)
登録年月日日 (届出年月日)	年 月 日 (年 月 日)
氏 名(商号) (法人にあつて は、名称及び代 表者の氏名)	
住 所 (法人にあつて は、主たる事務 所の所在地)	〒 (電話番号 — —)
処分年月日	
処分の内容	
処分の根拠と なった条例の 条項	
処分の期間	
処分の原因と なった事実	
備 考	